

令和3年度
世田谷区児童相談所運営状況
(事業概要)等報告

令和4年8月
世田谷区

目次

第1 児童相談所の概況	1
1 世田谷区の基本情報（令和4年4月1日現在）.....	1
2 児童相談所の所在地等.....	1
3 設置の目的・理念.....	1
4 児童相談所等の沿革.....	2
5 児童相談所の組織及び職員.....	4
(1) 組織.....	4
(2) 所内組織.....	5
(3) 所内の職員配置状況（令和4年4月1日現在）.....	6
6 児童相談所で取扱う児童相談・援助.....	7
(1) 相談の種類.....	7
(2) 援助の種類.....	8
(3) その他.....	9
(4) 児童相談の流れ.....	10
(5) 児童虐待に対する児童相談所の対応.....	10
第2 運営状況のあらまし	11
1 相談の受理状況等.....	11
(1) 相談経路別受理状況.....	11
(2) 相談内容別受理状況.....	12
(3) 年齢別受理状況.....	13
2 児童虐待相談の受理状況等.....	14
(1) 経路別受理状況.....	14
(2) 虐待種類別受理状況.....	15
(3) 年齢別受理状況.....	16
3 児童虐待相談の対応状況等.....	17
(1) 児童虐待相談の対応状況.....	17
(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績.....	19
(3) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数.....	20
4 調査・診断・一時保護状況等.....	21
(1) 児童福祉司の活動状況.....	21
(2) 児童心理司の活動状況.....	22
(3) 保健師の活動状況.....	25
(4) 業務委託医師の活動状況.....	26
(5) 弁護士の活動状況.....	27
(6) 区の一時的保護の状況.....	28
(7) 一時保護委託の児童数.....	29
5 社会的養護の状況.....	30
(1) 社会的養護のもとで育つ児童数.....	30

(2)	里親等の状況	31
(3)	里親支援業務の取組み状況	32
(4)	養育家庭の登録数及び委託児童数	35
(5)	里親の新規受託児童数	35
(6)	ファミリーホーム設置数及び委託児童数	36
(7)	里親等委託率の現状	36
(8)	養子縁組里親の登録と特別養子縁組の現状	37
(9)	児童養護施設の状況	38
6	進路状況	39
7	児童養護施設等退所者支援の概要	40
(1)	事業概要	40
(2)	住宅支援	40
(3)	居場所・地域交流支援	40
(4)	給付型奨学金事業	41
8	18歳到達児童への支援状況	42
9	子どもの権利擁護	43
(1)	一時保護所内における取組み	43
(2)	一時保護所の外部評価等の実施	44
(3)	措置された子どもにかかる取組み	44
(4)	せたホッとを活用した権利擁護	46
10	人材育成	47
(1)	人材育成計画	47
(2)	研修内容	47
(3)	O J T 研修	47
11	児童相談所と地域の関わり	52
(1)	世田谷区要保護児童支援協議会の取組み	52
(2)	各関係機関との連携状況	53
第 3	統計資料	56
1	相談の受理状況	56
(1)	男女別・経路別受理状況	56
(2)	年齢別・相談内容別受理状況	57
(3)	相談内容別受理状況	58
(4)	虐待受理経路別・地域別受理状況	59
(5)	虐待受理種類別・地域別受理状況	60
2	相談対応状況	61
(1)	相談別対応状況	61
(2)	虐待相談の相談種別・経路別対応状況	62
(3)	虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況	62
(4)	被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況	63

第 1 児童相談所の概況

1 世田谷区の基本情報（令和 4 年 4 月 1 日現在）

面積 58.05 km²

【地域別世帯数・人口数】

（単位：人）

地域名	世帯数	人口数	人口数		児童数	児童数	
			男	女		男	女
世田谷地域	143,623	252,642	119,218	133,424	32,744	16,594	16,150
北沢地域	90,269	153,452	73,395	80,057	17,305	8,899	8,406
玉川地域	114,221	226,150	105,223	120,927	34,062	17,448	16,614
砧地域	78,763	164,545	78,686	85,859	27,355	14,162	13,193
烏山地域	64,283	120,356	57,428	62,928	16,819	8,756	8,063
区内全域	491,159	917,145	433,950	483,195	128,285	65,859	62,426

児童数とは、0歳から18歳未満の人口のことを指す。

（出典：世田谷区ホームページ「統計情報館」）

2 児童相談所の所在地等

所在地 世田谷区松原6丁目41番7号

開設年度 令和2年度（令和2年4月1日）

電話 03-6379-0697

交通 小田急線梅ヶ丘駅、豪徳寺駅下車5分、東急世田谷線山下駅下車5分

3 設置の目的・理念

平成28年の児童福祉法の改正では、昭和22年の制定時以来の理念規定が見直され、児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られ、それらを保障される権利を有することなどが明確にされた。

区は、改正児童福祉法の理念に則り、区民生活に密着した基礎自治体として、児童相談のあらゆる場面において子どもの権利が保障され、その最善の利益が優先された「みんなで子どもを守るまち・せたがや」の実現を目指す。この目標の達成に向けて、児童が独立した権利の主体であることを尊重し、その最善の利益が優先して考慮されることを保障する見地から、同法第12条第1項及び第59条の4第1項の規定に基づき、児童相談所を設置するものである。

区の児童相談所の設置は、法の新たな理念の実現に向けた、戦後から続く児童福祉のあり方を大きく前進させる大きな挑戦である。この認識のもと、あらゆる子どもには家庭を与えられるべきという視点に立ち、子どもが家庭で健やかに養育されるよう保護者支援を重点的に行うとともに、子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的な運用を大きな柱として、地域の支援を最大限に活用した予防型の児童相談行政の展開を図る。

4 児童相談所等の沿革

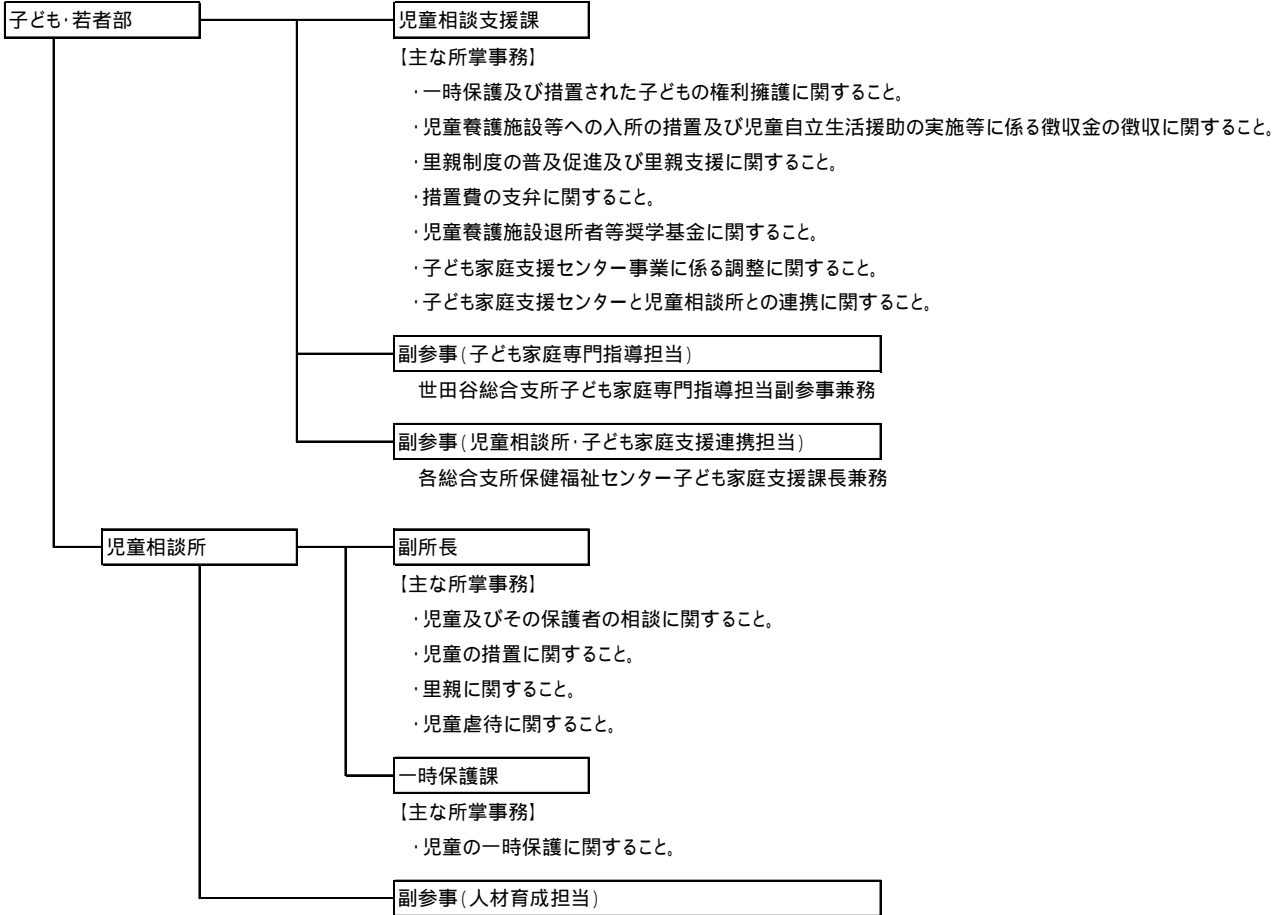
日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成20年6月	平成18年(2006年)の都区合意事項からはじまった「都区のあり方検討委員会」において、児童相談所は、区に移管する方向で検討する事務として整理	
平成21年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・被措置児童等の虐待相談窓口を設置 ・小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)の創設 ・里親制度の見直し ・要保護児童対策地域協議会の機能強化
平成24年4月1日		【民法等の一部を改正する法律施行】 ・親権停止制度の創設 ・児童相談所長・施設長による監護措置と親権代行について ・未成年後見制度の見直し ・一時保護の見直し
平成25年11月	特別区児童相談所移管モデルの作成	
平成27年3月	「世田谷区子ども計画(第2期)」策定	
平成28年4月25日		児童相談所強化プラン(厚生労働省児童虐待防止対策推進本部)
平成28年6月3日		【改正児童福祉法施行】 ・児童福祉の原理の明確化 ・家庭養育の推進 ・国や地方公共団体の責任の明確化 等 【改正児童虐待防止法施行】 ・しつけを目的とした児童虐待の防止 【改正母子保健法施行】 ・母子保健施策を通じた虐待予防 等
平成28年10月1日		【改正児童福祉法施行】 ・弁護士配置 ・児童心理司等、主任児童福祉司の配置 ・施設長等による親子再統合のための支援 【改正児童虐待防止法施行】 ・臨検・捜索手続きの簡素化 ・児童虐待にかかる資料等の提供主体の拡大 ・施設入所等措置解除時の助言実施・安全確認等
平成29年3月	「世田谷区児童相談所設置計画」の策定	
平成29年4月1日		【改正児童福祉法施行】 (は改正児童虐待防止法にも規定あり) ・市町村における支援拠点整備 ・児童福祉司等の研修義務化 ・児童相談所設置自治体の拡大(特別区も政令の指定を受けて児童相談所を設置できることについて明記) ・児童相談所における里親支援の追加等里親委託の推進 ・18歳以上の者に対する支援継続() ・児童相談所から市町村への事案送致()等 【改正母子保健法施行】 ・子育て世代包括支援センターの法定化

日付	世田谷区や特別区の状況等	国の動き
平成30年4月1日		【改正児童福祉法施行】 ・親権者等の意に反する一時保護が2か月超えるごとの家庭裁判所承認 ・28条審判確定前の保護者指導勧告 【改正児童虐待防止法施行】 ・接近禁止命令の対象拡大 【民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律施行】
平成30年5月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第一次更新計画）」策定	
平成30年7月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第二次更新計画）」策定	
平成30年7月20日		児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・転居した場合の児童相談所間の情報共有の徹底 ・児童相談所と警察の情報共有の強化 等
平成30年12月18日		児童虐待防止対策体制総合強化プラン（児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議） ・児童相談所の人口当たり配置標準の見直し ・里親養育支援児童福祉司の配置 等
平成31年2月	「世田谷区児童相談所設置・運営計画（第三次更新計画）」策定	
平成31年3月19日		児童虐待防止対策の抜本的強化について（児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議） ・介入的な対応等を的確に行うことができるようにするための体制整備 ・常時弁護士による指導または助言のもとで対応するための体制整備 ・医師・保健師の配置の義務化 等
令和元年7月	国が示した新たな児童虐待防止対策等を踏まえた「世田谷区児童相談所設置・運営計画（最終更新計画）」策定	
令和元年8月22日	世田谷区を「児童相談所を設置する市（区）」に指定する政令の閣議決定	
令和元年10月1日	世田谷区児童相談所設置条例制定（令和2年4月1日施行）	
令和2年3月	「世田谷区子ども計画（第2期）後期計画」策定	
令和2年4月1日	特別区初となる世田谷区児童相談所及び一時保護所の開設	【改正児童福祉法等施行】 ・体罰の禁止 ・児童相談所の体制強化 【改正民法等施行】 ・特別養子縁組の対象年齢の拡大、手続きの見直し
令和2年9月	「世田谷区社会的養育推進計画（素案）」策定、パブリックコメントの実施	
令和3年3月	「世田谷区社会的養育推進計画」策定	
令和3年12月	「世田谷区児童養護施設小規模かつ地域分散化計画」策定	
令和4年4月1日		【改正民法等施行】 ・成年年齢の引下げ（20歳から18歳へ）

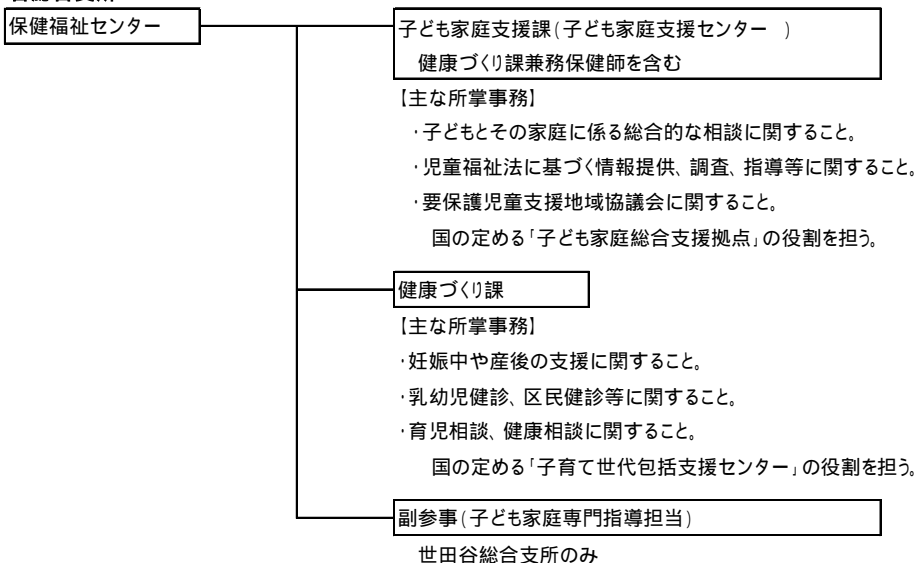
5 児童相談所の組織及び職員

(1) 組織

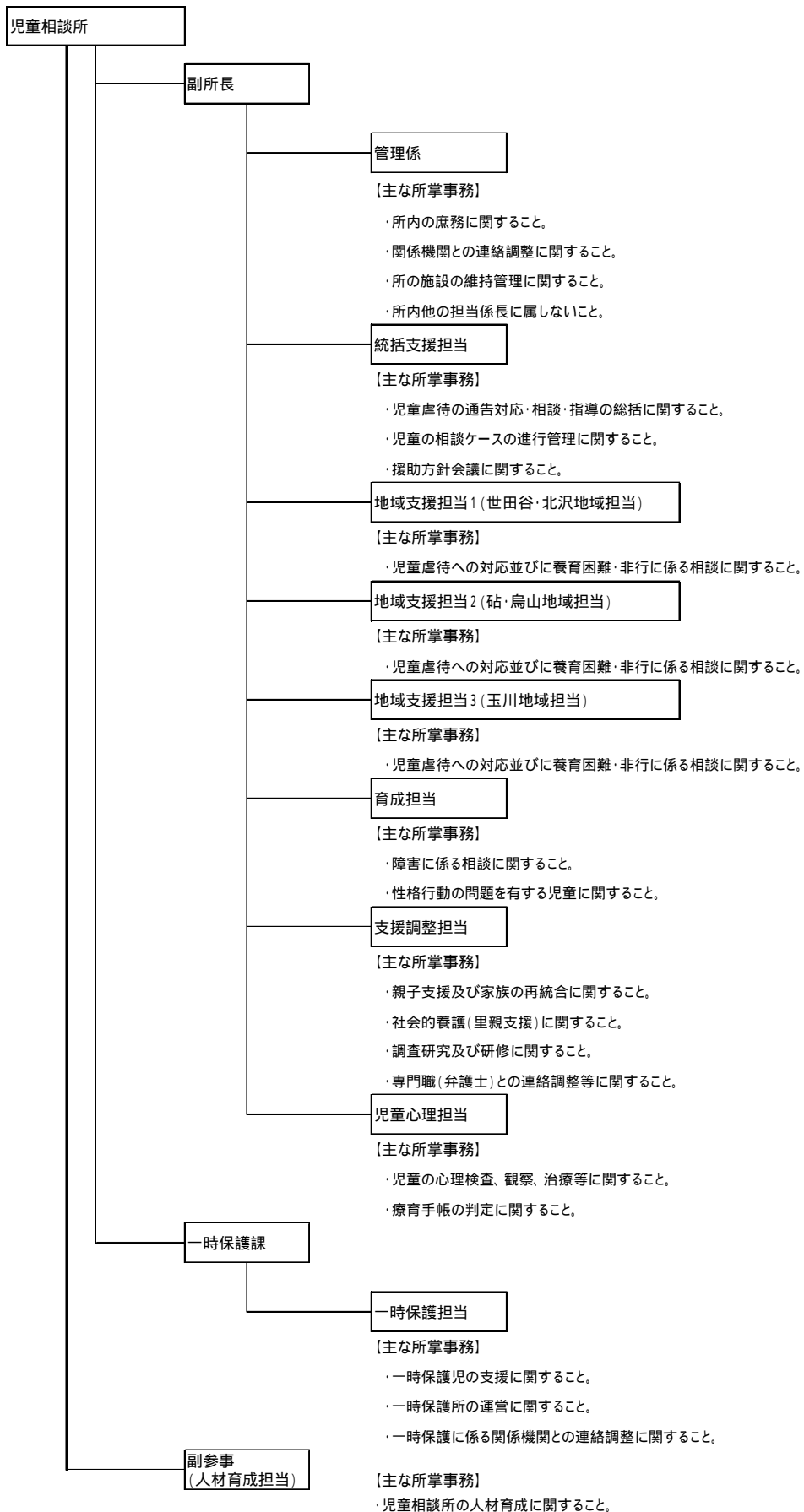
本庁



各総合支所



(2) 所内組織



(3) 所内の職員配置状況(令和4年4月1日現在)

児童相談所 正規・非常勤職員		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
所長		1	1	0	0
副所長		1	1	0	0
副参事		1	1	0	0
児童福祉司		44	44	0	0
児童心理司		20	20	0	0
保健師		2	2	0	0
事務		8	8	0	0
非常勤職員	事務	3	0	3	0
	児童福祉司業務補助	2	0	2	0
	通告窓口受付	3	0	3	0
	専門支援員(福祉)	1	0	1	0
	専門支援員(心理)	1	0	1	0
	里親対応専門員	1	0	1	0
警察官OB		2	0	2	0
合計		90	77	13	0

一時保護所 正規・非常勤職員		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
一時保護課長		1	1	0	0
児童指導員・保育士		35	35	0	0
心理		1	1	0	0
看護師		1	1	0	0
調理		5	5	0	0
非常勤職員	児童指導員、保育士	5	0	5	0
	夜間児童指導員	16	0	16	0
	看護師	1	0	1	0
	学習指導員	3	0	3	0
	栄養管理嘱託員	1	0	1	0
	業務調理員	6	0	6	0
専門支援員(福祉)		1	0	1	0
合計		76	43	33	0

児童相談所・一時保護所		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
合計		166	120	46	0

医師等の配置		配置数	参考(内訳)		
			常勤	非常勤	委託
特別職非常勤職員	医師	1	0	1	0
	愛の手帳判定医	5	0	5	0
その他(業務委託)	弁護士	2	0	0	2
	医師	2	0	0	2
合計		10	0	6	4

6 児童相談所で取扱う児童相談・援助

(1) 相談の種類

相談種別	具体的内容
養護相談	児童虐待、養育困難に関する相談
非行相談	非行行為、く犯行為、触法行為に関する相談
育成相談	しつけ、子育て、性格行動、家庭内暴力、不登校、ひきこもり、適性相談 など
障害相談	障害児に関する相談、視聴覚障害、知的障害、肢体不自由、重症心身障害、ことばの遅れ、発達障害 など
保健相談	精神保健・精神衛生、思春期、性に関すること、依存等による生活の乱れ など
その他相談	親子・家族間の関係、自立（自立援助ホームの利用）、その他

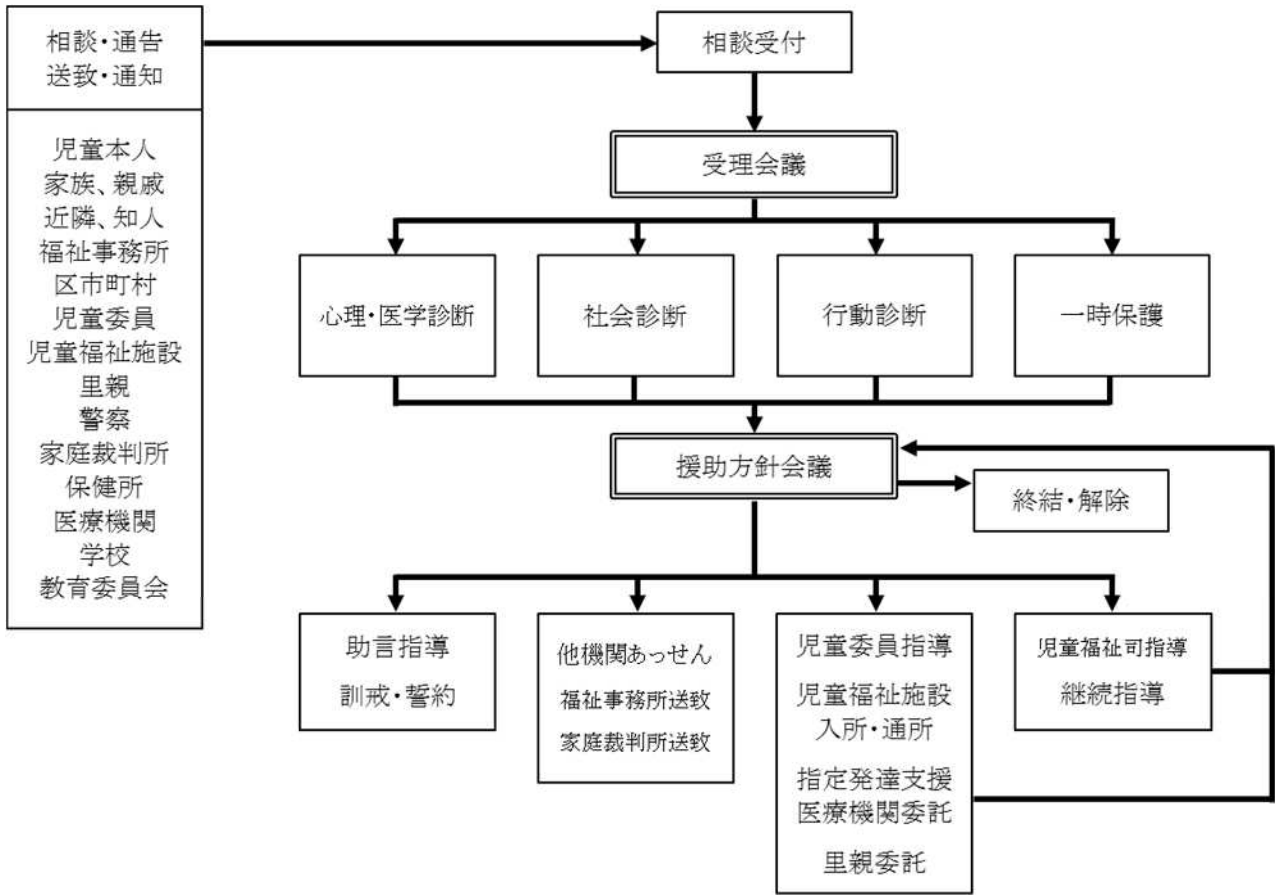
(2) 援助の種類

援助の内容		内容	
在宅指導等	措置によらない指導	助言指導	1ないし数回の助言、指示、説得、承認、情報提供等の適切な方法により、問題が解決すると考えられる子どもや保護者等に対する指導をいう。
		継続指導	複雑困難な問題を抱える子どもや保護者等を児童相談所に通所させ、あるいは必要に応じて訪問する等の方法により、継続的ソーシャルワーク、心理療法やカウンセリング等を行うものをいう。
		他機関あつせん	他の専門機関において、医療、指導、訓練等を受けること並びに母子家庭等日常生活支援事業を利用する等関連する制度の適用が適当と認められる事例については、子どもや保護者等の意向を確認のうえ、速やかに当該機関にあつせんする。
	措置による指導	児童福祉司指導	複雑困難な家庭環境に起因する問題を有する子ども等、援助に専門的な知識、技術を要する事例に対し子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により、継続的に行う。
		児童委員指導	問題が家庭環境にあり、児童委員による家族間の人間関係の調整または経済的援助等により解決すると考えられる事例に対し、子どもや保護者等の家庭を訪問し、あるいは必要に応じ通所させる等の方法により行う。
		知的障害者福祉司指導 社会福祉主事指導	問題が知的障害に関するもの及び貧困その他環境の悪条件等によるもので、知的障害者福祉司または社会福祉主事による指導が適当な場合に行う。
	訓戒、誓約措置	子どもまたは保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。	
児童福祉施設入所措置		家庭での児童の養育が困難な場合に乳児院、児童養護施設、障害児入所施設、児童自立支援施設等に入所させる。	
指定発達支援医療機関委託		肢体不自由のある児童または重症心身障害児について、指定発達支援医療機関に対し、入院や医療型障害児入所施設と同様な治療等を行うことを委託する。	
里親委託		東京都及び児童相談所設置区が登録した里親に養育を委託し、家庭での養育に欠ける子ども等に、温かい愛情と正しい理解を持った家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図る。	
小規模住居型児童養育事業委託		家庭における養育環境と同様の養育環境の下で、要保護児童の養育に関し相当の経験を有する養育者に養育を委託する。	
児童自立生活援助の実施		義務教育を終了したが、いまだ社会的自立ができていない20歳未満の子ども及び大学等に就学中であって、満20歳に達した日から満22歳に達する日の属する年度の末日までの間にある子どもを対象として、就職先の開拓や、仕事や日常生活上の相談等の援助を行うことにより社会的自立の促進を図る。	
福祉事務所送致等		児童や保護者を知的障害者福祉司、社会福祉主事に指導させる場合、助産施設、母子生活支援施設、保育所等への入所措置が必要な場合、及び15歳以上の児童を知的障害者援護施設等に入所させることが適当な場合に送致、報告、通知を行う。	
家庭裁判所送致		触法少年及びぐ犯少年について、子どもの最善の利益や専門的観点から判断して家庭裁判所の審判に付すことがその子どもの福祉を図るうえで適当であると認められる場合等に行う。	
家庭裁判所に対する家事審判の申立て		児童虐待等の場合で、親の同意を得られない場合の施設入所の承認や、親権停止並びに喪失宣言の請求、未成年後見人選任・解任の請求を行う。	

(3) その他

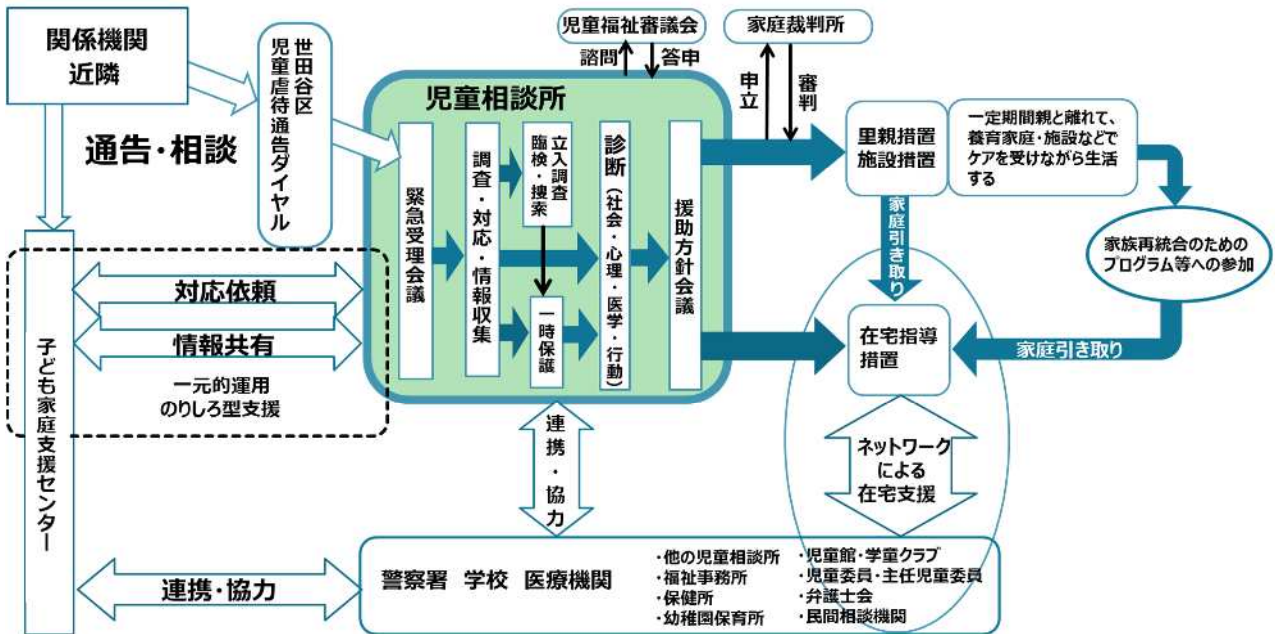
立入調査	<p>児童を児童養護施設へ入所させる場合や、里親へ養育委託するにあたって、必要があると認めるときは、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等に立ち入り、必要な調査または質問をさせることができる。</p> <p>なお、正当な理由なく立入調査を拒んだ場合、罰金規定がある。</p>
一時保護・一時保護委託	<p>児童相談所長は、必要があると認めるときは、児童の安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、または児童の心身の状況、その置かれている環境その他の状況を把握するため、児童の一時保護を行い、または適当な者に委託して、一時保護を行わせることができる。</p>
面会・通信の制限	<p>施設等入所中や一時保護中の児童に対し、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、保護者の面会や通信について制限することができる。</p>
接近禁止命令	<p>上記の面会・通信の制限がある場合において、特に必要があると認めるときは、保護者に対し、児童の身边でのつきまとい、または徘徊してはならないことを命ずることができる。</p> <p>なお、この規定に違反した場合、罰金規定がある。</p>
同居児童の届け出	<p>四親等内の児童以外の児童を、自己の家庭に一定期間同居させる意思をもって同居させた者等は、その旨区長に届け出なければならない。</p>
所長の親権代行	<p>児童相談所長は、一時保護が行われた児童で親権を行う者または未成年後見人のない者に対し、親権を行う者または未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。</p>
出頭要求	<p>児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。</p>
再出頭要求	<p>保護者が上記出頭要求または立入調査を正当な理由なく拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、保護者に対し、児童を同伴して出頭することを求め、児童委員または児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、必要な調査または質問をさせることができる。</p>
臨検・搜索	<p>保護者が正当な理由なく立入調査を拒み、妨げ、または忌避した場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、児童の安全確認を行い、またはその安全を確保するため、児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所等を管轄する地方裁判所、家庭裁判所または簡易裁判所の許可状により、児童の住所等に臨検させ、または児童を搜索させることができる。</p>

(4) 児童相談の流れ



(5) 児童虐待に対する児童相談所の対応

児童相談の流れ（虐待通告の場合）



第2 運営状況のあらまし

1 相談の受理状況等

(1) 相談経路別受理状況

令和3年度の児童相談所における相談件数は2,233件であり、令和2年度から101件増加した。相談経路としては、警察等からの相談が最も多く(712件)、次いで近隣・知人(565件)、家族・親戚(468件)と続いている。この状況は令和2年度と同様となっている。《統計資料56ページ》

(単位：件)

		2年度	3年度	増減
都道府県・ 中核市・指 定都市・特 別区	児童相談所	92	102	10
	福祉事務所	0	0	0
	その他	11	4	7
区市町村	福祉事務所	0	1	1
	児童委員	0	0	0
	保健センター	0	0	0
	子ども家庭支援センター	79	42	37
	その他	15	14	1
児童福祉施 設・指定発 達支援医療 機関	保育所	4	11	7
	児童福祉施設	0	5	5
	指定発達支援医療機関	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0
認定こども園		0	3	3
警察等		603	712	109
家庭裁判所		12	17	5
保健所及び 医療機関	保健所	3	4	1
	医療機関	27	29	2
学校等	幼稚園	1	2	1
	学校	87	90	3
	教育委員会等	0	0	0
里親		0	0	0
児童委員(通告仲介)		1	9	8
家族・親戚		453	468	15
近隣・知人		543	565	22
児童本人		27	24	3
その他		174	131	43
再掲	措置変更	0	1	1
	期間延長	0	0	0
	巡回相談	0	0	0
	電話相談	15	20	5
合計		2,132	2,233	101

(2) 相談内容別受理状況

令和3年度の児童相談所における相談件数2,233件のうち、被虐待相談(養護相談)が最も多く(1,698件)次いで障害相談(265件)非行相談(61件)と続いている。この状況は令和2年度と同様となっている。《統計資料57ページ》

(単位:件)

		2年度	3年度	増減	
養護相談	被虐待相談	1,652	1,698	46	
	その他の相談	93	124	31	
保健相談		0	0	0	
障害相談	肢体不自由相談	入所希望	9	3	6
		在宅指導	0	0	0
	視聴覚障害相談	視力	0	0	0
		聴力	0	0	0
	言語発達障害相談		0	0	0
	重症心身障害相談	入所希望	3	3	0
		在宅指導	0	0	0
	知的障害相談	入所希望	8	4	4
在宅指導		214	255	41	
発達障害相談		0	0	0	
非行相談	く犯行為等相談	49	30	19	
	触法行為等相談	21	31	10	
育成相談	不登校相談		2	9	7
	性格行動相談		64	50	14
	育児・しつけ相談		1	0	1
	適正相談	計	1	0	1
		学業不振	0	0	0
進路		0	0	0	
	その他	1	0	1	
ことばの遅れ相談	知的遅れ	0	0	0	
	養育態度等	0	0	0	
その他の相談	措置変更期間延長	0	0	0	
	その他	15	26	11	
いじめ相談(再掲)		0	0	0	
児童買春等被害相談(再掲)		0	0	0	
合計		2,132	2,233	101	

(3) 年齢別受理状況

令和3年度の児童相談所における相談件数2,233件のうち、0～5歳（未就学年齢）は719件、6～11歳（小学生年齢）は819件、12～14歳（中学生年齢）は437件、15～17歳（高校生年齢）は215件となっており、令和2年度と比較すると、高校生年齢以外では増加している。また、対児童人口比では、中学生年齢の相談件数が一番多い。《統計資料57ページ》

（単位：件）

	2年度	3年度	増減	対児童人口比
0～5歳	653	719	66	1.70%
6～11歳	762	819	57	1.82%
12～14歳	395	437	42	2.04%
15～17歳	231	215	16	1.07%
18歳以上	5	4	1	
不明	86	39	47	
合計	2,132	2,233	101	1.70%

2 児童虐待相談の受理状況等

(1) 経路別受理状況

令和3年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,698件のうち、警察等からの通告が最も多く(581件)、次いで近隣・知人(565件)、家族・親戚(143件)と続いている。警察等及び近隣・知人については、令和2年度、令和3年度ともに他の相談経路と比較してとても多い状況となっている。全国や東京都と比較すると警察等の割合が少なく、近隣・知人の割合が多くなっている。《統計資料59ページ》

(単位：件)

		2年度	3年度	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	増減
都道府県・ 中核市・指 定都市・特 別区	児童相談所	76	78	17	11	16	13	21	0	2
	福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	4	1	1	1	0	1	0	6
区市町村	福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	58	32	1	0	13	13	5	0	26
	その他	14	14	1	6	4	0	3	0	0
児童福祉施 設・指定発 達支援医療 機関	保育所	4	10	3	1	4	0	2	0	6
	児童福祉施設	0	5	1	0	4	0	0	0	5
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター		0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園		0	3	0	0	0	3	0	0	3
警察等		497	581	153	72	117	168	71	0	84
家庭裁判所		0	0	0	0	0	0	0	0	0
保健所及び 医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療機関	23	28	10	2	10	4	2	0	5
学校等	幼稚園	1	2	0	0	0	2	0	0	1
	学校	84	89	15	7	29	29	9	0	5
	教育委員会等	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親		0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童委員(通告仲介)		1	9	2	0	7	0	0	0	8
家族・親戚		151	143	47	20	31	35	10	0	8
近隣・知人		542	565	177	103	108	127	50	0	23
児童本人		24	22	9	2	2	6	3	0	2
その他		167	113	24	8	34	34	13	0	54
再掲	措置変更	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	期間延長	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話相談	15	16	0	7	1	1	7	0	1
合計		1,652	1,698	461	233	380	434	190	0	46

	令和2年度児童虐待対応件数 ¹			
	警察等	近隣・知人	家族・親戚	
全国	205,044	103,625 (50.5%)	27,641 (13.5%)	16,765 (8.2%)
東京都 ²	25,736	11,437 (44.4%)	5,412 (21.0%)	2,164 (8.4%)
世田谷区 ³	1,698	581 (34.2%)	565 (33.3%)	143 (8.4%)

1 全国及び東京都は令和2年度の児童虐待対応件数を掲載

2 東京都は特別区児童相談所分を含む

3 世田谷区は令和3年度の児童虐待受理件数を掲載

(2) 虐待種別別受理状況

令和3年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,698件のうち、虐待種別では心理的虐待が最も多く(1,268件)、次いで身体的虐待(274件)、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)(151件)、性的虐待(5件)と続いている。令和2年度と比較して、心理的虐待の増加が突出している。また、その他の種類については児童虐待受理件数が全体として増加しているにも関わらず、減少している。《統計資料60ページ》

これは、警察等からの通告が増加(令和2年度から84件増)していること、警察等から通告される虐待種類のうち、心理的虐待が82.6%(581件のうち、480件)を占めていることが影響していると考えられる。

(単位：件)

	2年度	3年度	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	増減
身体的虐待	325	274	57	40	69	77	31	0	51
性的虐待	10	5	0	3	2	0	0	0	5
心理的虐待	1,142	1,268	380	163	279	314	132	0	126
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	175	151	24	27	30	43	27	0	24
合計	1,652	1,698	461	233	380	434	190	0	46

(3) 年齢別受理状況

令和3年度の児童相談所における児童虐待受理件数1,698件のうち、0～5歳（未就学年齢）は601件、6～11歳（小学生年齢）は664件となり、令和2年度と比較して増加している。一方、12～14歳（中学生年齢）は267件、15～17歳（高校生年齢）は125件となっており、令和2年度と比較して減少している。これは、令和3年度の相談経路として最も多かった警察等からの通告のうち、未就学年齢と小学生年齢の通告が増加（未就学年齢が168件から207件、小学生年齢が152件から173件）し、中学生年齢と高校生年齢の通告が減少（中学生年齢が112件から68件、高校生年齢が65件から32件）したことが影響していると考えられる。《統計資料57ページ》

（単位：件）

	2年度	3年度	増減	対児童人口比
0～5歳	532	601	69	1.42%
6～11歳	615	664	49	1.48%
12～14歳	275	267	8	1.24%
15～17歳	144	125	19	0.62%
18歳以上	0	2	2	
不明	86	39	47	
合計	1,652	1,698	46	1.29%

3 児童虐待相談の対応状況等

(1) 児童虐待相談の対応状況

令和3年度の児童相談所における虐待相談対応件数は、1,709件となっている。
《統計資料61ページ》

また、令和3年度の子ども家庭支援センターにおける虐待相談対応件数は、1,734件となっている。

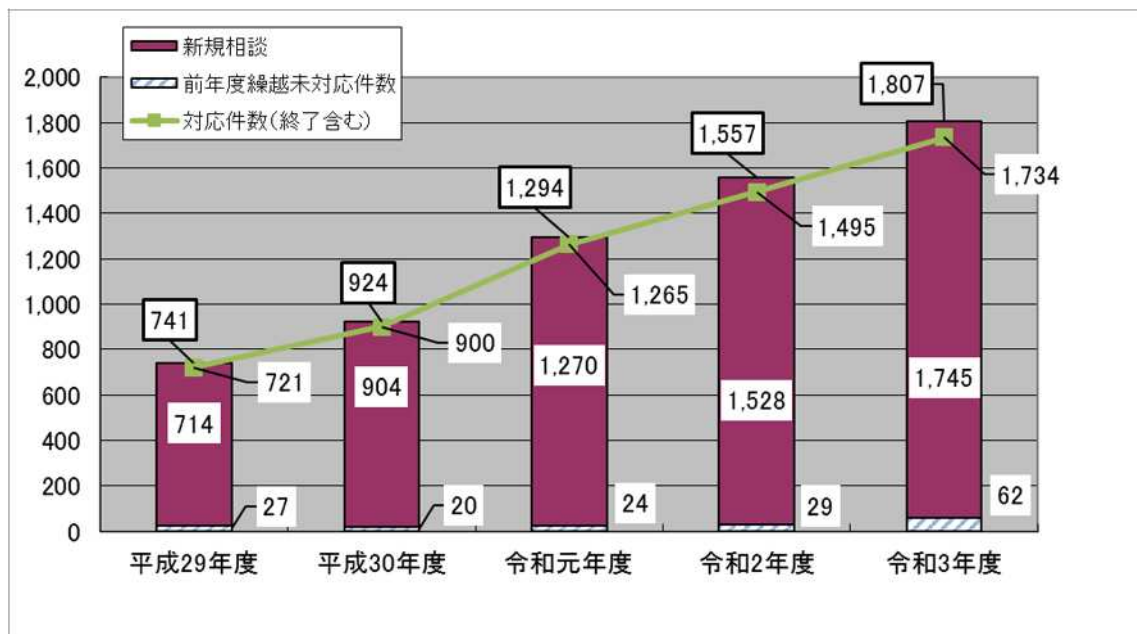
(単位：件)

	2年度	3年度	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	増減
児童相談所	1,525	1,709	452	244	384	413	216	184
子ども家庭支援センター	1,495	1,734	467	269	331	395	272	239
合計	3,020	3,443	919	513	715	808	488	423

不受理となった通告等は除く。

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の推移】

子ども家庭支援センターの被虐待児童相談対応状況は、令和元年10月から新しい「東京ルール」の運用が開始されたことに伴い、子ども家庭支援センターの新規受理件数が例年より顕著に増加した。



新しい「東京ルール」...都区間の新たなルールとして、都世田谷児童相談所が受理した警察からの心理的虐待（面前DV）案件等は、子ども家庭支援センターが対応することとなった。

「世田谷区保健福祉総合事業概要 統計編」等より作成

【参考：子ども家庭支援センターにおける虐待相談件数の継続状況の推移】

子ども家庭支援センターにおける虐待相談継続件数は、区の児童相談所開設を契機として緩やかに減少している。種別の内訳で比較すると、心理的虐待は増減を繰り返しながらも300件前後で推移している。一方で、年度末時点での未対応件数は令和2年度より増加しており、児童相談所からの区分けによる子ども家庭支援センターにおける新規受理件数及び対応件数の増加が影響しているとみられる。

(単位：件)

	元年度	2年度	3年度
次年度への繰越件数	702	661	644
継続件数	673	599	571
身体的虐待	193	164	161
心理的虐待	327	286	300
性的虐待	4	1	2
ネグレクト	149	148	108
未対応件数	29	62	73
身体的虐待	15	14	12
心理的虐待	10	1	0
性的虐待	1	28	59
ネグレクト	3	19	2

【参考：区児童相談所における虐待通告件数の状況】

令和3年度に児童相談所に寄せられた虐待通告件数は、1,825件となっている。

(単位：件)

	2年度	3年度	増減
虐待通告件数	1,856	1,825	31
児童相談所虐待対応ダイヤル「189」	371	333	38
区児童虐待通告ダイヤル「0120-52-8343」	482	403	79
警察署からの書類通告等	497	581	84
その他	506	508	2

「通告件数」と「受理件数」、「対応件数」の関係

- ・「通告件数」は、児童虐待の相談・通告として寄せられた電話等の件数であり、そのうち、児童相談所が虐待案件として調査等が必要であると判断したものを「受理件数」として扱っている。
- ・「対応件数」は、受理された通告に基づき、相談履歴や家庭状況の調査、児童の心理診断などを行い、その後の援助方針を決定した対応中のケースの件数を指す（国の全国統計等ではこの件数が集約され、比較・検証などに用いられている）。
- ・通告 通告受理 相談対応という相談援助活動の流れの中で、どの時点のケースを指すかにより、それぞれの件数は異なるため、「通告件数」と「受理件数」、「対応件数」は一致しない。

(2) 子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用の実績

概要

区が児童相談所を設置したことを契機に、地域における子どもに関するあらゆる相談の一義的な窓口である子ども家庭支援センターと、強力な法的権限などの高度な専門性を有する児童相談所の「一元的な運用」を実施している。本運用では、両機関の職員がチームとなり、日常から担当区域の情報共有を行い、必要に応じて双方が持つ機能を組み合わせた支援や問題の解決まで協働で関わる「のりしろ型支援」を着実に推進することで、虐待等の要保護児童等の早期発見・早期対応が徹底され、子どもの安全と生命を確実に守る予防型の児童相談行政の展開に取り組んでいる。

これらを実現するにあたり、基本的な対応に関する運用のしくみを下記のとおり構築し、適切に実施している。

【主な取組み】

ア チームとして顔の見える職員体制の構築

子ども家庭支援センターと児童相談所の双方が、「住所地域担当制」を実施し、年間を通して同一住所地域を同一の担当者が担当することで、ひとつのチームとして顔の見える職員体制の構築を図っている。

イ 一貫した初動対応の実施（児童虐待通告窓口の一本化）

世田谷区児童虐待通告ダイヤル（0120-52-8343）、児童相談所虐待対応ダイヤル（189）を通じての児童虐待相談や、警察からの通告は、区の児童相談所で一括して受理し、初動対応の一次の方針の判断を行う体制としている。

これにより、児童虐待通告のうち、一時保護の必要が予見され、専門性・法的権限を要することが見込まれるケースについては、児童相談所が児童の安全確認等を行い、その後の調査及び必要な援助等を実施している。一方、いわゆる「泣き声通告」など、子ども家庭支援センターの支援が望ましいと判断された事案については、子ども家庭支援センターが迅速に児童の安全確認を行っている。

ウ リスクアセスメントの共有（共通アセスメントシートの作成）

子ども家庭支援センターと児童相談所は、相談ケースのリスク評価を行うにあたり、共通アセスメントシートを用いることで、リスクに対する視点の共有化を図っている。

エ 合同会議、合同研修の実施

世田谷区要保護児童支援地域協議会進行管理部会と同時開催で月1回程度「合同会議」を開催し、子ども家庭支援センターと児童相談所が協働して対応するケースのアセスメントの共有や、援助方針の検討等を行っている。

また、子ども家庭支援センターや児童相談所に配属された職員を対象とし、虐待対応の資質向上に向けた研修体系等を一本化し、理念の共有及び支援の質の底上げを図っている。

児童相談所と子ども家庭支援センターの区分け件数

令和3年度に児童相談所において受理した児童虐待通告1,698件のうち、児童相談所に区分けされたものが776件(45.7%)、子ども家庭支援センターに区分けされたものが922件(54.3%)となっている。令和2年度では児童相談所への区分け件数のほうが多かった(56.4%)が、令和3年度は子ども家庭支援センターへの区分け件数のほうが多かった。

(単位：件)

	3年度合計		世田谷		北沢		玉川		砧		烏山	
	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン	児相	子家セン
児童虐待 受理件数	776	922	178	283	88	145	216	164	195	239	99	91
	1,698		461		233		380		434		190	

合同会議

【令和3年度開催実績】

(単位：回)

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	計
回数	12	12	12	12	12	60

合同研修

【令和3年度実施実績】

(単位：回)

区分	実施内容	回数
新任・横転者研修	<ul style="list-style-type: none"> ・相談援助の基礎 ・児童虐待の基礎的理解 ・子どもの成長・発達と生育環境 ・主要な関係機関との連携 ・ソーシャルワーク演習 等 	19
専門研修	<ul style="list-style-type: none"> ・多(他)機関連携 ・死亡事例から学ぶ ・母子生活支援施設との連携 ・医療機関との連携について 	4
事例検討研修	<ul style="list-style-type: none"> ・個別事例の振り返りをとおした研修 	6

(3) 児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数

令和3年度における児童相談所における児童福祉司一人当たりの児童虐待相談の対応件数は、40.4件となっており、令和2年度と比較して5.5件の減となっている。これは、児童虐待相談受理件数は増加したものの、一方で児童福祉司についても増員(36名から42名(令和3年4月時点))しており、結果として児童福祉司一人当たりの対応件数は減少した。

算出方法：当該年度児童虐待相談受理件数 ÷ 児童福祉司 = 一人当たりの相談件数

(単位：件)

	2年度	3年度
児童福祉司 一人当たりの 対応件数	45.9	40.4

4 調査・診断・一時保護状況等

(1) 児童福祉司の活動状況

児童福祉司は、子どもの健全育成、子どもの権利擁護をその役割とし、主に児童虐待や非行など家族の抱える課題の解決に向け、支援が必要な子ども、保護者に対する適切なアセスメントの実施や、保護者との対話を重視したきめ細やかな支援を通して家族再統合を目指し活動している。

子ども家庭支援センターと児童相談所の一元的運用により、子ども家庭支援センターとの調整（主に電話相談）にかかる実績が増えている。また、区がこれまで培ってきた地域との顔の見える関係を活かし、関係機関との調整についても密に行うことができ、これに関係する活動実績が反映されているものとする。（社会調査指導「その他」に計上。）

【令和3年度実績】

社会調査指導

（単位：回）

訪問面接	児童	1,966
	保護者	1,579
	その他	3,902
所内面接	児童	1,306
	保護者	1,456
	その他	722
その他	児童	1,361
	保護者	9,804
	その他	27,680
合計		49,776

継続的指導等 を要する児童等に対する指導及び調査

（単位：回）

訪問面接	児童	1,977
	保護者	1,421
	その他	2,796
所内面接	児童	1,284
	保護者	2,029
	その他	618
その他	児童	1,004
	保護者	7,973
	その他	14,225
合計		33,327

継続指導や児童福祉司指導、児童福祉施設入所、里親委託等

(2) 児童心理司の活動状況

児童心理司は、子どもや保護者等の相談に応じ、面接・心理検査・行動観察等を用いて心理診断を行っている。心理診断で得られた知見は児童相談所としての援助方針を決定する際に用いられる。児童心理司は決定された援助方針に従い、必要に応じて子どもや保護者等に心理ケアや助言等を行っている。心理診断と心理ケアは、子どもと保護者が問題に向き合い解決を目指せるように支援していくものであり、児童心理司業務の中核をなすものである。また、障害相談のうち愛の手帳発行に関わる判定業務は大きな割合を占めている。

心理診断

心理診断は、援助の方針・内容を決めるために子どもとの面接や行動観察、心理検査に加え、保護者との面接等の結果等を総合して行うものである。効果的な支援を行うためには的確なアセスメントが重要である。

【令和3年度児童心理司関与件数】

ア 相談別関与件数

(単位：件)

	心理診断 件数	養護相談 (被虐待)	保健相談	障害相談	ことばの 遅れ	非行	育成	その他
新規 児童数	747	438 (410)	0	253	0	31	24	1
延児童数	3,828	2,503 (2,104)	0	605	0	556	148	16
延人員数	7,151	4,725 (4,032)	0	1,181	0	958	238	49

延人員数 児童及び保護者の延人数

イ 診断指導別回数

(単位：回)

診断 ¹	4,678
指導 ²	6,586

1 知能検査、発達検査、問診、観察等

2 助言、治療指導、愛の手帳判定等

心理ケア

心理ケアは、心理診断に基づいて様々な技法を用いた個別カウンセリングによる継続的支援を行い、子どもの心理的課題や親子関係の改善を図ることである。その方法は、原則として子どもや保護者を定期的に児童相談所へ通所させ、継続的な面接等を行うものである。児童心理司は一人当たり約20ケースを担当し、ケースの状況に応

じた方法で定期的な心理面接を実施している。施設措置ケースにおいても施設心理士と連携を図り、児童相談所への通所もしくは施設訪問により同様に行っている。加えて効果が期待できると思われるケースには、P C I T（親子相互交流療法）、親子グループ、メンタルフレンドの活用、東京都児童相談センター治療指導事業等も適宜活用した継続的支援を行っている。

ア P C I T（親子相互交流療法）

虐待によるトラウマや落ち着きのなさ等の行動がある幼児期の子どもと、育児に悩む養育者の両者に対し、親子の相互交流を深め、親子関係改善に向けて働きかけるために行っている。

【令和3年度実績】

6件（在宅指導ケース5件、施設措置ケース1件）

イ 親子グループ

適切な親子関係の構築に向けて、在宅指導ケース・施設措置ケースを対象に養育者には子育てスキルの向上、子どもには感情統制のスキルの獲得を目的に、グループ活動による援助を行っている。

【令和3年度実績】

6件（在宅指導ケース3件、施設措置ケース3件） 1クール全4回実施

ウ メンタルフレンドによる支援

不登校や引きこもり等様々な社会的不適応を示し、家に閉じこもりがちな子どもに、お兄さんまたはお姉さんの世代にあたるボランティアをメンタルフレンドとして関わってもらい、子どもとの話や遊び、お菓子作り、工作等を通して子どもの自主性や社会性を高めるための援助を行っている。

【令和3年度実績】

3件（在宅指導ケース） 延べ32回

愛の手帳判定に関する業務

東京都愛の手帳交付要綱に基づき、18歳未満の子どもに対して愛の手帳の申請受付と判定業務を行っている。なお、愛の手帳についての医学診断は、非常勤医師が行っている。

区児童相談所が児童の判定を行い、当該結果について東京都への進達を行っている。

【令和3年度実績】（単位：件）

	2年度	3年度	増減
心理判定数	188	220	32
医学診断数	174	211	37
手帳交付数	171	183	12

東京都児童相談センター治療指導事業等の活用

区児童相談所は、開設に伴い東京都児童相談センターの持つ事業のうち、東京都全域を対象とする「治療指導事業」及び「家族再統合のための援助事業」について協定書を締結し、援助のひとつとして活用している。

「治療指導事業」は、家庭、学校、児童養護施設等において様々な不適応行動を示す子どもについて、子どもの心身の健全な成長発達を援助する事業である。

「家族再統合のための援助事業」は、被虐待を理由に児童養護施設等に入所中または養育家庭に委託中の子ども及びその保護者等に、家族再統合を図ることに加え、子どもと家族等との関係性の改善、子どもへの虐待の再発防止を目指してグループ心理療法等のプログラムを実施している事業である。

【令和3年度実績】

治療指導事業 6件(在宅指導ケース1件、施設措置ケース5件)

家族再統合のための援助事業 0件

(3) 保健師の活動状況

保健師は、保健、医療、育児に関する専門性を活かし、児童の健康及び心身の発育・発達に関するアセスメントや保健相談及び指導の実施、保護者の医療面や児童虐待に関するリスクアセスメントに基づく必要な保健、医療、育児面の相談支援のほか、医療機関、保健機関（地域母子保健、精神保健等）との連絡・調整、子ども虐待防止対策、地域支援体制充実のための地域関係機関との連携業務などを行っている。

【令和3年度個別援助活動状況】

（単位：延人数）

	2年度	3年度	感染症	精神保健福祉	依存症	児童・思春期	心の健康づくり	一般精神	その他	心身障害	長期療養児	成人疾患	その他の疾患（難病含む）	妊産婦	乳児	幼児	その他（小学生以上）	（再掲）虐待	増減
	家庭訪問	480	365	1	208	9	105	28	57	9	7	0	4	14	15	57	49	10	216
面接相談	135	68	0	45	3	21	7	12	2	3	0	0	1	6	0	8	5	36	67
電話相談	25	13	0	12	0	9	1	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	12
その他 文書等の相談	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
	1,284	1,195	15	619	16	384	34	146	39	29	0	0	15	64	158	231	64	708	89
個別に関わる関係機関連絡及び連携	保健関係	445	396	7	139	11	28	24	72	4	4	0	1	29	85	121	10	182	49
	医療関係	504	540	8	360	5	252	9	59	35	12	0	10	18	36	56	40	343	36
	福祉関係	290	240	0	112	0	96	1	15	0	9	0	4	17	37	54	7	164	50
	その他	45	19	0	8	0	8	0	0	0	4	0	0	0	0	0	7	19	26

「令和3年度保健師業務年報（東京都福祉保健局）」より再編

令和3年度は、開設2年目となり児童福祉司の増員や役割が整理されたことに伴い統計数に変化が出ている。訪問の全体数は減少したが、保健師が関わる対象となった児童の世帯は令和2年度は93件、令和3年度は120件と増加している。一方、対象児童の継続的な関わりから、医療機関からの通告調査やより専門的な医療への繋ぎ、入院、服薬調整等の医療ニーズの高まったタイミングや地域への繋ぎ等の時期に集中した関わりへ変化している。対象種別としては、児童思春期、妊産婦、幼児や小学校以上の学童など訪問や医療機関との連携が増加している。

家庭訪問には、一時保護所や乳児院、同居人届出家庭（児童福祉法第30条）、児童養護施設等への訪問も含まれる。

医療機関との連携

令和2年度より子どもの虐待防止対策、地域支援体制充実のため区内の二次救急医療機関¹と、近隣区・市の医療機関の巡回を実施している。令和3年度はコロナ禍で未実施となっていた3医療機関を実施した。区児童相談所開設の周知と各医療機関の子どもの虐待対応院内組織（CPT²）の設置状況有無の確認を行い、設置が無い場合は虐待が疑われる児童を把握した際の院内体制の確認と課題の共有を行った。意見交換を通じ、顔の見える関係の構築、通告や受診、情報のやり取り等連携強化を図っている。

国立成育医療研究センターとは令和2年度より性的虐待・性被害等や自傷行為である性非行等の児童に行われる「系統的全身診察³」にかかる「覚書」を締結し、必要な児童は診察につないでいる。

また身体的虐待が疑われる外傷等がある児童についても系統的全身診察を活用した。

【令和3年度実績】

性被害等 3件 身体外傷等 6件

- 1 二次救急医療機関：入院治療及び専門外来医療を提供する医療機関。
- 2 CPT：Child Protection Team（医療機関によってCAPSやSCANなど、様々な呼称がある。）
- 3 系統的全身診察：性的虐待を受けた児童又は強く疑われる児童の診察で、虐待被害児診察技術研修を受講した医師により行われる。

子ども家庭支援課兼務保健師との連携

令和元年度より子ども家庭支援センターに健康づくり課との兼務保健師を配置し、母子保健との連携の強化を図っている。令和2年度より児童相談所保健師も5支所兼務保健師連絡会のメンバーとなり、保健師間の情報共有・役割の理解を深めている。

【令和3年度実績】

子ども家庭支援課兼務保健師連絡会 全6回中2回参加（うち、3回は中止）

一時保護所看護師との連携

毎月1回の医療職担当者会において、情報交換や保健・医療面の課題（入所児童の健康診断等）を共有し対応策を検討している。

【令和3年度実績】

医療職担当者会 12回実施

（4）業務委託医師の活動状況

児童相談所の医学診察は業務委託により実施し、一時保護児童の健康診断、子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等を行っている。また、親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等についての必要性が判断された場合は、通院による医学評価業務を行っている。

児童相談所または一時保護所での勤務体制

3名の医師が月に20日程度（一日当たり4時間～8時間）児童相談所または一時保護所において医学的業務を実施している。

主な業務内容

ア 児童相談所または一時保護所で実施する医学的評価

- ・子どもや保護者等に対する問診等による医学診断、及び児童相談所職員への医学的助言等
- ・援助方針会議、個別カンファレンス等での事案にかかる児童相談所職員等への医学的助言
- ・一時保護所へ入所する子どもの健康診断及び入所している子どもの健康チェック

イ 通院により実施する医学的評価

- ・親子関係の評価や精密な精神科学的評価及び心理学的評価等

【令和3年度実績】

(単位：件)

	2年度	3年度	増減
医学診断	45	48	3
通院による 医学評価業務	6	8	2

(5) 弁護士活動状況

弁護士相談の勤務体制

2名の弁護士に業務委託をしており、1名につき、原則月に4日(一日当たり4時間) 児童相談所において相談業務を実施している。また、弁護士が児童相談所に出勤していない日の法的助言・指導を求める場合は、電話等を用いている。

業務内容

- ・ 児童相談所業務に関して、法的な専門的見地から児童相談所職員への助言、指導に関する事及び対外的な対応に関する事。
- ・ 措置や一時保護されている子どもへの支援等に関する法的助言。
- ・ 児童相談所職員の法的対応力向上のための研修の実施。

相談の実際

相談内容としては、「戸籍問題」「非親権者への対応」「親権者の同意がない中でのケースワークの進め方」「家庭裁判所への回答」「審査請求への対応」等、多岐に渡っている。また、月1回程度、援助方針会議に出席し、主には一時保護児童や保護者の養育状況等を把握したうえで、法的対応が必要となるケース等について助言をしている。児童相談所の方針と保護者の意向が合わず、法的対応が必要となるケースもあり、弁護士に相談するケースは令和2年度と比較して増加している。

児童相談所職員への助言以外では、必要に応じて保護者面接に同席し、法的見地から保護者に対する説明を行っている。

児童福祉法(以下、「法」という。)第28条の申立てや親権喪失または停止の審判、法第33条第5項の、引き続いての一時保護の承認の申立てやこれらに関する審問期日及び口頭弁論出廷、審判にかかる抗告等に対する資料作成等に関する業務については、代理人契約として委任している。

【令和3年度実績】

(単位：件)

	2年度	3年度	増減
弁護士相談	153	184	31
所内相談	143	150	7
電話相談	10	34	24
法第28条 ¹ 申立契約	7	4	3
新規申立	3	1	2
更新申立	2	3	1
新規申立予定	2	0	2
法第33条 ² 申立契約	5	2	3

- 1 児童福祉法第28条...保護者が児童を虐待するなど児童の福祉を害する場合において、児童を児童福祉施設に入所させるなどの措置をとる際に保護者が同意しない場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。
- 2 児童福祉法第33条第5項...一時保護の期間が2か月を超え、かつ親権者の意思に反して一時保護を継続する場合、都道府県知事または児童相談所長の申立てにより、家庭裁判所がその措置をとることを承認する審判を行う手続き。

(6) 区の一時保護の状況

令和3年度における区の一時的保護は、123人となっており、令和2年度(145人)より減少した。また、一時保護所での入所率が100%となることはなかった。

【区の子どもの一時保護の件数】

(単位：人)

	令和2年度	令和3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	計
新規保護児童数	145	6	6	19	10	11	16	7	11	10	7	9	11	123
保護解除児童数	131	13	3	8	13	13	14	17	11	11	8	6	10	127
月末時点の保護児童数(前月増減)	25	18 (-7)	21 (+3)	32 (+11)	29 (-3)	27 (-2)	29 (+2)	19 (-10)	19 (±0)	18 (-1)	17 (-1)	20 (+3)	21 (+1)	-

【区の児童の一時保護の方法】

(単位：人)

区分	児童数
新規保護（令和3年度計）	123
うち区の一時保護所での保護	95
その他	28

【区の児童の一時保護の理由】

(単位：人)

区分	児童数
被虐待	76
養育困難	29
非行	16
その他	2
合計	123

令和3年度中に新規保護（保護先の変更は含まない。保護解除後の再保護は含む。）した区の児童の内訳を計上している（保護時点における保護の方法・理由について計上している）。

【参考：区の一時保護所の入所状況】

(単位：人)

	区の児童	他自治体の児童	合計
幼児（2～5歳）	5	5	10
学齢男子	56	3	59
学齢女子	34	10	44
合計	95	18	113

令和3年度中の保護人数を計上

(7) 一時保護委託の児童数

令和3年度における一時保護委託児童数は28人となっている。

【乳幼児・学齢児別一時保護委託の件数】

(単位：人)

	令和3年度の 一時保護委託 児童数合計	委託先			
		うち他自治体の 一時保護所への 保護委託	うち乳児院への 保護委託	うち里親への 保護委託	その他施設（医 療機関等）への 保護委託
乳幼児	11	0	6	2	3
学齢児	17	9	0	2	6
合計	28	9	6	4	9

5 社会的養護の状況

社会的養護とは、親の死亡や虐待または児童の心身状況から家庭での養育が困難になったなど、保護者・児童の一方または双方の理由により、家庭による養育ではなく、施設や里親により養育を行うことである。

(1) 社会的養護のもとで育つ児童数

令和4年3月31日現在、施設や里親等へ入所措置・養育委託されている区の児童は139人となっている。

【施設種別ごとの措置状況 内訳（障害児入所施設の契約含む）】

3月31日現在の児童数は、同日付で退所した児童を含めない。 (単位：人)

	令和3年 3月31日現在	令和3年度 新規入所者数	令和3年度 退所者数	令和4年 3月31日現在	措置延長	
					令和3年度 新規延長数	令和4年 3月31日時点
児童養護施設 ¹	70	12	12	70	11	3
乳児院 ²	8	8	6	10	0	0
里親	21	7	5	23	0	0
ファミリーホーム ³	2	1	1	2	0	0
児童自立支援施設 ⁴	7	2	4	5	1	0
自立援助ホーム ⁵	3	5	4	4	0	0
障害児 入所施設 ⁶	契約入所	14	6	16	0	0
	措置入所	10	1	9	2	1
合計	135	42	38	139	14	4

1 児童養護施設

保護者のいない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要がある場合には、乳児を含む。以下同じ）虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。

2 乳児院

おおむね2歳未満で保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育する施設。

3 ファミリーホーム

小規模住居型児童養育事業。一定の要件を備えた養育者の住居において、5人または6人の要保護児童を、子ども同士の相互作用を活かしつつ家庭的な環境のもとで養育する制度。

4 児童自立支援施設

不良行為を行い、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童福祉施設。

5 自立援助ホーム

義務教育を終了した20歳未満の児童等であって、児童養護施設等を退所した者又はその他の都道府県知事等が必要と認めたものに対し、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設。

6 障害児入所施設

心身に障害のある18歳未満の児童を対象とし、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与や治療を行う施設。

【退所者内訳】

(単位：人)

	相談種類						計
	養護		障害	非行	育成	保健・その他	
	被虐待	その他					
家庭復帰	2	4	0	2	0	0	8
社会的自立 ¹	8	2	0	1	1	0	12
その他 ²	8	5	4	1	0	0	18
合計	18	11	4	4	1	0	38

1 社会的自立：進学、就職など（家庭に戻らず、親族とも生活をともにしないが社会的に自立できた場合）

2 その他：措置変更、移管、縁組成立など

(2) 里親等の状況

里親制度

里親制度は、児童福祉法に基づく制度で、親の離婚や疾病等の事情により家庭で生活できない児童や、親による虐待等により家庭で生活することが望ましくない児童を家庭に代わって公的に養育する社会的養護のひとつである。里親には以下の4種類の里親がある。

- ・養育家庭：養子縁組を目的とせず、様々な事情で実家庭を離れて暮らす子どもを一定期間養育する里親。
- ・専門養育家庭：専門的なケアを必要とする子どもを一定期間養育する里親。
- ・親族里親：両親が様々な事情で養育できない場合、その子どもの扶養義務者である親族が里親となり、養育すること。
- ・養子縁組里親：養子縁組を目的とする里親。養子縁組が成立するまでの期間、里親として子どもを養育すること。

また、養育家庭等で一定経験のある方が、事業届出のうえ、養育者の住居で5人または6人の子どもを養育するファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)がある。

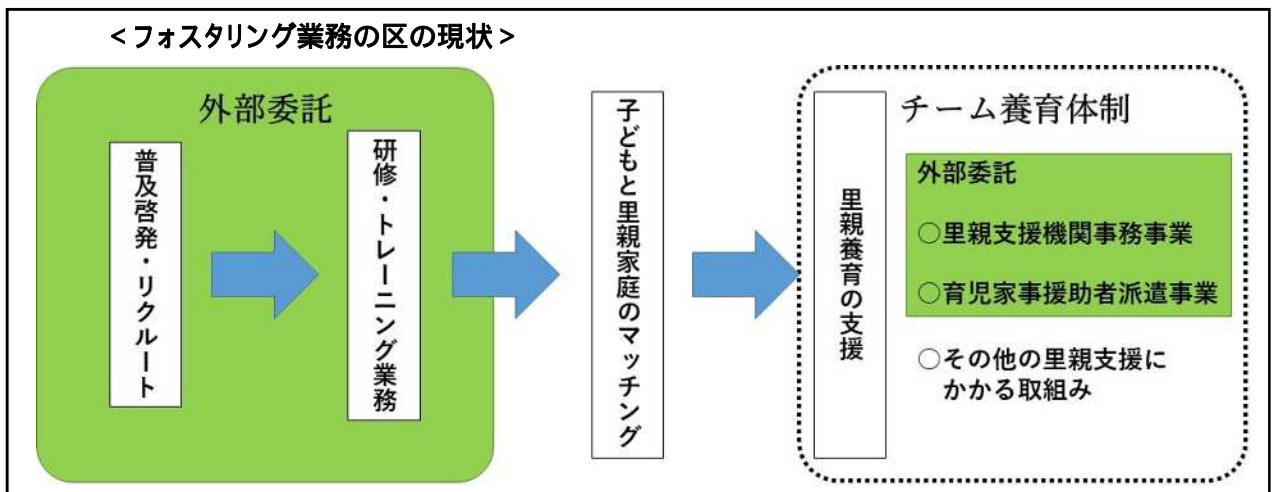
区における里親支援に関する業務(フォスタリング業務)の体制

ア 現状

フォスタリング業務は、里親制度を一層推進するため、里親制度の普及啓発、里親の養育力向上や里親委託を推進するなどの以下の業務を総合的に実施するものである。

- ・里親制度の普及啓発による里親開拓(リクルート)及びアセスメント
- ・里親登録前・登録後及び児童委託後の研修・トレーニング
- ・委託候補児童と里親家庭のマッチング
- ・未委託期間中から委託解除後のフォローまでを含めた里親養育への支援

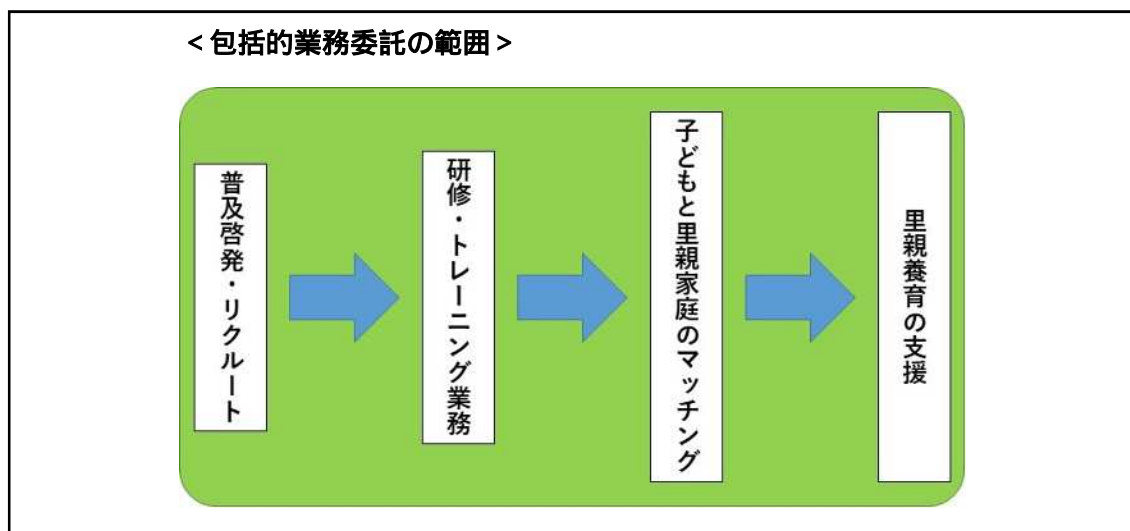
区では、以下のような体制で里親支援に関する業務を行っている。



イ フォスタリング業務委託のあり方検討について

里親支援体制の一層の充実に向けて、令和3年6月に児童福祉審議会のもとに「フォスタリング業務委託のあり方検討部会」(以下「臨時部会」という。)を設置し、「フォスタリング業務委託のあり方」について検討を行った。

臨時部会において「フォスタリング業務委託のあり方の検討結果について」が取りまとめられ、一連のフォスタリング業務を包括的に委託することが望ましいという結論に至ったため、区では、令和5年度からの包括的なフォスタリング業務委託に向けた準備を進めていく。



(3) 里親支援業務の取組み状況

「普及啓発・リクルート業務」「研修・トレーニング業務」

事業内容：令和2年度から、フォスタリング業務のうち、「普及啓発・リクルート業務」及び「研修・トレーニング業務」について一元的に外部委託し実施している。

委託先：東京育成園（フォスターホームサポートセンターともがき）

【令和3年度実績】

ア 相談受付

		2年度	3年度	増減	
相談	電話	57件	34件	23	
	来所	6件	1件	5	
	インターネット	30件	41件	11	
登録手続き	インターン面接	36件	30件	6	
	申請受付	19件	24件	5	
	実習 同行	実習同行（認定前研修）	25件	24件	1
		施設見学（登録更新研修）	3件	3件	0
家庭訪問	新規認定前訪問（同行）	12家庭	19家庭	7	
	更新訪問（同行）	14家庭	18家庭	4	
	トレーニング	7家庭	21家庭	14	
	リクルート	1家庭	8家庭	7	
関係機関訪問	トレーニング	2件	6件	4	

イ 研修・トレーニング業務

			3年度
研修	認定前研修	座学	25家庭（50名）
		実習1日目	26家庭（50名）
		実習2日目	25家庭（48名）
	登録後研修（実習なし）		17家庭（24名）
	受託後研修（実習なし）		5家庭（7名）
	登録更新研修	座学	32家庭（64名）
		施設見学	14家庭（23名）
	乳児委託研修	座学	32家庭（58名）
		演習	29家庭（55名）
	専門養育家庭更新時研修		1家庭（1名）
	フォローアップ研修		58家庭（83名）
	オレンジプログラム		11家庭（11名）
	トレーニング	実習同行	19家庭（30名）

オレンジプログラム

親子関係を良くし、子育てのストレスを軽減させることを目的とした、子どもへの「言葉かけ」や「行動への対処の仕方」をデモンストレーションやロールプレイなどで体験的に学ぶプログラム。

ウ 普及啓発

- ・公式LINEアカウント開設
「世田谷の里親相談室 SETA - OYA」を令和3年6月に開設し、里親情報の発信を行っている。
- ・「写真展～365日のさとおやこ～」
里親子の写真や思い出の品とともに、社会的養育や里親制度を知るきっかけとするための写真展を開催。

令和3年10月22日(金)～23日(土) Studio Hotdog 下北沢

令和3年10月24日(日)～25日(月) 世田谷ものづくり学校

- ・東京都の里親強化月間(10月、11月)に合わせ、区立中央図書館にて里親制度に関する書籍コーナー設置
- ・区政PRコーナーでのパネル展示

令和4年1月31日(月)～2月10日(木)

里親支援機関事務事業

事業内容：里親委託をより一層推進するため、里親家庭への訪問等による相談支援、里親同士の相互交流、里子の自立支援などの業務を行う。

委託先：東京公認心理師協会

職員配置：里親委託等推進員、自立支援相談員

【令和3年度実績】

(単位：回)

		2年度	3年度	増減	
訪問支援等	里親カウンセリング (電話相談含む)	11	14	3	
	未委託家庭への定期巡回訪問	16	2	14	
里親の相互交流 (里親サロン)	養子縁組里親	4	1	3	
	養育家庭	5	5	0	
自立支援計画書の 作成補助	家庭訪問及び自立支援計画第二片素案作成	養育家庭	12	8	4
		専門養育家庭	0	0	0
	家庭訪問及び自立支援計画第二片修正	養育家庭	20	17	3
		専門養育家庭	0	0	0
一時保護委託の支援		12	2	10	
自立支援に向けた 相談援助 (解除後支援)	里親子への情報提供・相談支援	12	39	27	
	再進学または就労支援	0	0	0	
	措置解除児童に関する相談援助 (アフターケア)	4	8	4	

育児家事援助者派遣事業

事業内容：育児家事援助者の派遣による養育援助や家事などの生活援助を行うことにより、里親養育の安定を図る。

委託先：NPO法人 バディチーム

【令和3年度実績】

派遣回数 33回 派遣時間 86時間

その他の里親支援にかかる取組み状況

ア 里親支援専門相談員

福音寮、東京育成園、カリタスの園つぼみの寮にそれぞれ配置されている里親支援専門相談員が、新規委託フォローアップ訪問、定期巡回訪問を実施し、里親子の状況に応じて、養育に関する助言等を行っている。また、乳児院及び児童養護施設に入所している児童が里親委託となる際は、長期外泊前のカンファレンスから参加し、支援にあたっている。

【令和3年度実績】

フォローアップ訪問 67回 定期巡回訪問 38回

イ 地域と連携した取組み

里親が地域の関係機関とつながり、適切な支援を受けることで、里子の健やかな成長を目指すこと、また、職員、地域の関係機関が里親制度や地域で生活する里親子について理解を深める機会とすることを目的とした里親応援ミーティングを実施している。令和3年度は3回開催した。委託前後のタイミングで里親子と関係機関が顔の見える関係を作り、その後の連携のとりやすさに繋がっている。

また、地域の子育て支援者や、大学などへの制度説明等のほか、おでかけ広場や保育園などでの里親トレーニングの実施、地域子育て支援コーディネーターと里親の交流、緊急保育による受入れなど、様々な形で地域の関係機関等との連携による里親子の支援に取り組んだ。

(4) 養育家庭の登録数及び委託児童数

令和4年3月31日現在の区内の養育家庭の登録数は53家庭となっている。

委託児童数は24人となっており、うち区の委託児童数は11人となっている。

区分	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
登録数	50家庭(区の児童7人)	53家庭(区の児童11人)
養育家庭	49家庭(区の児童7人)	52家庭(区の児童11人)
専門養育家庭	1家庭(区の児童0人)	1家庭(区の児童0人)

区外に登録されている養育家庭へ委託されている区の児童数は10人

区外に登録されている専門養育家庭へ委託されている区の児童数は0人

(いずれも令和4年3月31日現在)

(5) 里親の新規受託児童数

令和3年度中に、区内里親が新たに受託した児童数は14人となっており、うち区の委託児童数は6人となっている。また、新たに一時保護委託として受託した児童数は10人となっている。

(単位:人)

区分	2年度	3年度
養育委託	12(区の児童5)	14(区の児童6)
養育家庭	5(区の児童3)	10(区の児童6)
養子縁組里親	7(区の児童2)	4(区の児童0)
一時保護委託	15(区の児童15)	10(区の児童8)

(6) ファミリーホーム設置数及び委託児童数

令和4年3月31日現在、区内にはファミリーホームが2ホーム設置されている。委託児童数は7人となっており、うち区の委託児童数は1人となっている。

区内2ホームのうち養育家庭移行型ファミリーホームが1ホーム、法人型ファミリーホームが1ホームとなっている。

区分	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
設置数	2ホーム(区の児童0人)	2ホーム(区の児童1人)
養育家庭移行型 ファミリーホーム	1ホーム(区の児童0人)	1ホーム(区の児童0人)
法人型 ファミリーホーム	1ホーム(区の児童0人)	1ホーム(区の児童1人)

(7) 里親等委託率の現状

令和4年3月31日現在、区における里親等委託率は23.8%となっている。

(単位: %)

	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
里親等委託率	21.3	23.8

< 里親等委託率の算出方法 >

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【A】

乳児院入所児童数 + 児童養護施設入所児童数 + 養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数 【B】 = 里親等委託率

< 算出式 >

$$\frac{23人 + 2人}{10人 + 70人 + 23人 + 2人} = \frac{25人【A】}{105人【B】} = 23.8\%$$

養育家庭や施設等へ養育委託・入所措置されている区の児童(105人【B】)の内訳

	児童数	
	(カッコ内の数字は区内の養育家庭や施設等に委託・措置されている児童の内数)	
乳児院入所児童	10人	(0人)
児童養護施設入所児童	70人	(13人)
養育家庭等	23人	(12人)
ファミリーホーム	2人	(1人)
合計	<u>105人【B】</u>	(26人)

養育家庭等・ファミリーホーム委託児童数
25人【A】

【参考：全国・東京都における里親等委託率】

(単位：%)

	平成30年度 (平成31年3月末)	令和元年度 (令和2年3月末)	令和2年度 (令和3年3月末)
東京都	14.3	15.6	16.6
全国平均	20.5	21.5	22.8

(出典：「東京都社会的養育推進計画」、「厚生労働省里親制度(資料集)」より抜粋)

(8) 養子縁組里親の登録と特別養子縁組¹の現状

令和4年3月31日現在、区児童相談所に養子縁組里親として登録された家庭は、48家庭となっている。

(単位：家庭)

区分	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
養子縁組里親 登録数	44	48

令和3年4月から令和4年3月までの特別養子縁組の成立数のうち、区児童相談所が関与した区の児童の特別養子縁組の成立数²は3件となっている。

【令和3年度の特別養子縁組成立数】

(単位：人)

	区の児童	区外の児童
区内の養子縁組里親	1	4
区外の養子縁組里親	2	

1 特別養子縁組制度の概要

- ・子どもの福祉の増進を図るために、養子となる子どもの実親(生みの親)との法的な親子関係を解消し、実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。
- ・「特別養子縁組」は、養親になることを望む夫婦の請求に対し、要件(実親の同意・養親の年齢・養子の年齢・半年間の監護)を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立する。

2 特別養子縁組の区児童相談所の関与

- ・特別養子縁組を仲介する機関は、行政機関である児童相談所のほか、民間のあっせん機関(医療機関を含む)がある。
- ・区が把握する特別養子縁組の成立件数は、区児童相談所が仲介し、縁組が成立した件数となる。区児童相談所は、ネウボラ・チームによる「妊娠期面接」等による特別養子縁組を必要とする事例の把握に努め、東京都と連携した早期の特別養子縁組成立に取り組んでいる。

<参考> 東京都による新生児委託推進事業の概要(平成29年7月より実施)

- ・家庭で適切な養育を受けられない新生児を対象として、養子縁組が最善と判断した場合には、できるだけ早期に里親子を結び付けられるよう、養子縁組里親の養育力向上のための研修や新生児と養子縁組里親の交流支援を行うことにより、新生児委託を推進する(子どもの乳児院入所と同時期から里親との交流の開始など)。
- ・都道府県等の許可を受け活動している民間の事業者は、全国に22団体(令和3年4月1日現在)あり、生みの親と暮らせない子どもと育ての親になりたい夫婦をマッチングし、様々なサポートを行っている。

(9) 児童養護施設の状況

児童養護施設の入所児童数

令和4年3月31日現在、区内にある児童養護施設¹の入所児童数は、児童養護施設(本園)49人、グループホーム²46人、合計で95人となっている。

- 1 区内にある児童養護施設の令和4年3月31日現在の定員数：110人(本園2施設、グループホーム10施設)
- 2 グループホーム：児童養護施設から独立した家屋において、要保護児童を少人数で養育する形態。

(単位：人)

区分	令和3年3月31日現在	令和4年3月31日現在
入所児童数	95(うち区の児童10)	95(うち区の児童13)
児童養護施設(本園)	46(うち区の児童2)	49(うち区の児童6)
グループホーム	49(うち区の児童8)	46(うち区の児童7)

児童養護施設の小規模かつ地域分散化の状況

児童ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、児童養護施設の小規模かつ地域分散化の推進に取り組んでいる。

小規模かつ地域分散化：本体施設の養育単位(ユニット)を小さくし、小規模グループケアとするとともに、地域のグループホームを増やしていくこと。

【区内児童養護施設における小規模かつ地域分散化の状況】

区分		令和4年3月31日現在
本体ユニット (ユニット)	6人以上定員	8ユニット
	5～4人定員	
	定員数	52人
グループホーム (10か所)	6人以上定員	9か所
	5～4人定員	1か所
	定員数	58人
合計定員数		110人

【参考】個別的ケアが必要な児童の入所状況

区内にある児童養護施設に入所している児童104名(令和4年3月1日時点)のうち、個別的ケアが必要な児童の人数は78名となっており、その割合は75.0%となっている。

個別的なケアが必要な児童：反社会的行為、非社会的行為を行う児童や、精神・発達的な問題、情緒的な問題、健康上の問題がある児童など、安心して生活ができるよう生活面・心理面で個別的な対応を必要とする児童。

6 進路状況

令和4年3月に中学校を卒業した区の児童の高等学校等進学率は100%となっている。また、令和4年3月における区の児童の大学等進学率は、児童養護施設が27.3%、児童自立支援施設が100%となっている。

【中学校卒業児童】

	令和4年3月 中学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		高校等		専修学校等		合計					
児童養護施設	7人	7人	100.0%	0人	0.0%	7人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
児童自立支援施設	0人										
里親・ファミリーホーム	0人										

【高等学校卒業児童】

	令和4年3月 高等学校 卒業児童数	進学						就職		その他	
		大学等		専修学校等		合計					
児童養護施設	11人	2人	18.2%	1人	9.1%	3人	27.3%	7人	63.6%	1人	9.1%
児童自立支援施設	1人	0人	0.0%	1人	100.0%	1人	100.0%	0人	0.0%	0人	0.0%
里親・ファミリーホーム	0人										

7 児童養護施設等退所者支援の概要

(1) 事業概要

児童相談所、区内児童養護施設等と連携しながら、満18歳となり児童養護施設や里親、自立援助ホームを退所する若者等に対して、「住宅支援」「居場所・地域交流支援」「給付型奨学金事業」を実施することにより、最も困難な状況にある若者の社会的自立を支援する。

(2) 住宅支援

高齢者向け借上げ区営住宅の空室を安価で提供し、児童養護施設等を巣立った若者が地域の中で安定した生活基盤を持てるよう支援する。また、生活サポートとして、児童養護施設職員が月に一度入居者を訪問面談し、学業・就労の状況や共同生活の状況を確認しながら、社会的自立に向けた支援を実施している。

支援内容

- ・2LDK～3DKの住戸に複数名が入居（1人1室）し、共同で生活する。
- ・大学等進学者は所定の修学年限の最終年度末まで、就職者は最長2年間入居が可能。

【令和3年度実績】

利用住戸	3住戸（全5住戸）
利用者数	5人（定員13人）

(3) 居場所・地域交流支援

退所者等が、地域の中で身近に相談できる仲間や大人たちと交流する場、自分の好きなように寛いで過ごせる居場所として、区内2か所で実施。

【延べ利用人数】

（単位：人）

	2年度（6月～3月）	3年度（4月～3月）
岡'sキッチン	97 （うち退所者38）	131 （うち退所者50）
シモキタナリ	67 （同30）	104 （同59）

令和2年度4、5月は新型コロナウイルス感染症の影響により中止

(4) 給付型奨学金事業

児童養護施設・里親のもとを巣立ち大学等へ進学する若者に、寄附を原資とする奨学金を給付し、学業と生活を両立させながら社会的自立を図れるよう支援する。

【奨学金給付実績】

	平成28-30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
給付者数	30人	9人	7人	8人
給付金額	10,560,000円	3,175,000円	1,608,306円	2,255,776円

【寄附実績】

	平成28-30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
寄附件数	998件	372件	386件	326件
寄附金額	74,925,240円	35,008,518円	69,493,399円	31,123,916円

8 18歳到達児童への支援状況

児童相談所が対象とする子どもは、原則として18歳未満の者となっている。しかし、以下の場合に限って例外規定が設けられており、18歳に達しても引き続き支援を行っている。

18歳以上の未成年の支援にかかる例外規定

- ・里親に委託されている子どもの委託の継続及び児童福祉施設等に入所等している子どもの在所期間の延長
- ・18歳に達するまでに一時保護（一時保護委託を含む）が行われた子どもの保護期間の延長
- ・18歳に達するまでにされた措置に関する承認の申立てに対する審判が確定していない場合または当該申立てに対する承認の審判がなされた後において施設入所等の措置が採られていない場合の一時保護
- ・18歳以上の未成年者について児童相談所が行う親権喪失等の審判の請求及びこれらの審判の取消しの請求並びに未成年後見人の選任及び解任の請求
- ・里親委託中の18歳以上の未成年者で親権を行う者または未成年後見人のないものに対する親権代行
- ・義務教育を終了した子どもまたは子ども以外の満20歳に満たない者の児童自立生活援助の実施

【令和3年度実績】

上記例外規定に該当し、支援を継続した児童数 16名

9 子どもの権利擁護

(1) 一時保護所内における取組み

一時保護所第三者委員の設置

弁護士等を一時保護所第三者委員として設置した。委員は定期的に一時保護所へ訪問し、子どもたちの様子を確認するとともに、必要に応じて面談し、意見や要望を聞き取り、その内容は適切に児童相談所等へ伝達するとともに、対応経過と結果について確認している。

【活動実績】

	3年度
活動回数	12回
子どもからの相談件数 (延べ人数)	19件 (延べ9人)

【分類別件数】

(単位：件)

分類	3年度
生活上での意見・要望	1
児童相談所への意見・要望	7
入所者間における人間関係	3
健康・体調	2
家族に関すること	2
その他	4

その他の取組み

入所者等からの苦情や要望の適切な解決を図るための体制を構築するとともに、一時保護所へ入所した際の初回面接時に、一時保護所のしおりを使って一人ひとりの子どもの権利が保障されることを一時保護所職員から説明しているほか、子どもが誰にも見られずに、自身の意見を、第三者委員、人権擁護機関へ相談をすることができる意見箱の設置、入所している子どもたちによる会議の開催(毎週)や職員による子どもの意見を聴く会の実施(毎月)など、一時保護所内における子どもの権利の保障に努めている。

(2) 一時保護所の外部評価等の実施

一時保護所において子どもの権利が守られている体制であるかを含めた第三者による外部評価は3年に一度の実施を予定しており、前回は令和2年度に実施した。

中間年となる令和3年度は、前回の外部評価と同様の項目について内部評価を実施した。また、今回の内部評価の実施にあたっては、前回の外部評価での評価結果（下表参照）も踏まえた取組みとして、法令遵守、職員規範、職員倫理等に関するセルフチェックを一時保護所の全職員で実施し、業務の確認及び振返りを合わせて行い、組織としての、法・規範・倫理に対する意識の向上に取り組んだ。

年度 (実施内容)	評価結果・対応内容	
2年度 (外部評価)	評価結果 (×:できていないと なった項目)	「全職員に対して、守るべき法・規範・倫理などの理解が深まるように取り組んでいる」について“×:できていない”と評価を受けた。
3年度 (内部評価)	対応	外部評価結果も踏まえ、一時保護所職員セルフチェックを実施し、全職員が業務の振返りをするとともに、法・規範・倫理について再認識する取組みを行った。

(3) 措置された子どもにかかる取組み

児童福祉審議会措置部会

児童福祉審議会は児童相談所開設に伴い、児童福祉法、世田谷区児童福祉審議会条例を根拠に、区の児童福祉に関する調査審議を行う合議制の機関として設置するもの。本審議会において設置された措置部会は、子どももしくはその保護者の意向が児童相談所の措置と一致しない場合などに、児童相談所から諮問を受け審議し、その結果を答申する機関であり、原則として毎月実施することとしている。委員は6名で学識経験者や弁護士、医師など幅広い分野から構成され、専門性を活かした審議を実施している。

【年度別実績】

年度	開催回数	審議件数 ¹	報告件数 ²
2年度	10回	12件	8件
3年度	11回	10件	6件

1 審議事項

部会から意見具申や助言を受けるもの（子どもまたはその保護者の意向が児童相談所の援助方針と一致しない事例、児童福祉法第28条に基づく施設入所等措置の申立または同措置の更新の申立を行う事例等）

2 報告事項

児童虐待防止法に基づく出頭要求等の実施状況や過去に部会から意見具申または助言を受けた事案に対する、その後の援助経過の報告など。

被措置児童等虐待対応

児童福祉法第33条の14の規定により、被措置児童等虐待に係る通告、届出がされた場合、速やかに、当該被措置児童等の状況の把握、虐待事実の確認等を行うこととされており、区としては施設等検査・指導担当所管において実施する。事実確認の結果等については、児童福祉法第33条の15の規定により児童福祉審議会へ報告するとともに、同法第33条の16及び同法施行規則第36条の30の規定により、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置等を公表する。

【令和3年度被措置児童等虐待状況】

令和3年度では、被措置児童等虐待通告を2件受理し、そのうち1件について、虐待認定した。

(単位：件)

	受理 件数	調査済 件数	虐待該当 件数	虐待該当内訳			
				社会的養護 関係施設	里親等	一時保護 施設等	障害児 施設等
令和3年度	2	2	1	0	1	0	0

【被措置児童等虐待該当事例の内容】

通告受理時期	令和3年10月	
通告者	本児措置元児童相談所	
被措置児童等の状況	性別	女
	年齢 階級	小学生 他の児童相談所において措置した児童
被措置児童等虐待の類型	身体的虐待	
被措置児童等虐待に対して 区が講じた措置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 通告受理後、区として当該里親からの聞き取り等、事実関係について確認するための調査を行った。 ・ 事実確認の結果について児童福祉審議会措置部会に報告を行ったうえで、当該里親の認定及び登録を消除した。 本児については、措置元児童相談所において、当該事案を把握した段階で一時保護（当該里親への委託は停止）	
施設等の種別	里親等	

【再発防止に向けた区の実施】

○令和3年10月～12月にかけて、区児童相談所が措置しているすべての社会的養護の下で養育されている児童の養育状況の点検を行った。また他の児童相談所の児童を受託している区内の里親についても、他児相や里親支援専門相談員と連携し、養育状況は把握しており、いずれも被措置児童等虐待にあたる事案はないことを確認した。

本事例を通して、こうした事案の発生を未然に防止し、児童にとって最善の養育を提供していくためには、里親の「社会的養護」や「児童虐待」への基本的な認識、関係機関と連携して共に児童を支援していくという視点に対する理解を深めていくことの必要性が、あらためて課題として明らかになった。これを踏まえ、次のような取組みを進める。

- ・里親希望者のアセスメントや、里親制度の理解を深めてもらうために行っているフォスタリング機関による認定前のインタビュー面接を、これまでの1回から2回に増やし、里親の強みや課題を把握するとともに、里親希望者が「社会的養護の意義」等の基本的な認識について理解が深められるようにする。(令和4年3月実施)
- ・令和5年度からのフォスタリング業務の包括的委託にあたっては、「社会的養護の意義」等について、より一層の理解を促すための研修等のさらなる充実を図るとともに、里親が孤立することなく、早期に適切な支援や指導につなげることができるよう、里親にとって相談がしやすく、かつ相談内容を関係機関が迅速に情報共有を図ることのできる里親の相談支援体制の構築に向け取り組む。
- ・里親委託されている児童を含めた子どもの権利擁護(意見表明支援)のあり方について、法改正の動向に即して今後検討を進める。

(4) せたホッとを活用した権利擁護

一時保護や措置された子どもが、児童相談所が行った措置に対する不服・不満がある場合や、施設入所者同士の人権侵害、入所施設等の処遇不満、改善要望などがあつた場合は、児童相談所や当該施設等において対応することを基本とするほか、せたがやホッと子どもサポート(以下、「せたホッと」という。)へ相談等できるよう、「一時保護所のしおり」や「子どもの権利ノート」を用いて、せたホッととの制度や連絡方法を周知した。子どもからの意見がせたホッとへ寄せられた際には、せたホッととも連携しながら、その内容に応じて必要な改善を図る等の対応を行っている。

子どもの権利ノート

- ・措置された子どもに対して、施設や里親のもとで生活する際の権利が分かりやすく記載された「子どもの権利ノート」を児童相談所の児童福祉司が説明しながら配布している。また、この権利ノートには施設外部の相談窓口の連絡先やせたホッと宛のはがきを同封することにより、子どもが権利侵害を感じた際に適切に相談できる仕組みとしている。

10 人材育成

(1) 人材育成計画

区児童相談所では、継続的に人材育成に取り組むこととし、「世田谷区児童相談所の人材育成研修計画」を作成し、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員の経験年数及び職層に応じた目標を掲げている。また、新任・横転者については、所内研修を実施し、児童相談所業務の基礎を学んでいる。実態に応じた知識や技術を習得できるよう、職員のアンケート結果や各S V（係長）の意見、業務内容を踏まえ、年度ごとに研修項目を見直している。

(2) 研修内容

外部研修等派遣研修

職員が職務遂行に関し、研修課題をもって児童相談業務に関する外部研修、学会等に参加し、その成果を、自己の職務及び職場に反映させることを通じ、職員の資質の向上を図っている。

外部講師による研修

日頃の業務の中で必要とされる知識、技法について、医学的、心理的等専門的見地から学び、実践に役立てることを目的としている。

サインス・オブ・セーフティ・アプローチ研修

児童虐待対応の際、家族の強みに焦点をあてることで、家族が主体となり、児童相談所と家族が協働して安全なプランを考え、家族再統合や親子関係の再構築等を目指すためのソーシャルワークを学ぶ。実践的、かつ継続的、組織的に取り組んでいくことができるよう、月1回の実践リーダー研修と年4回の全体研修を実施している。

その他

児童相談所として企画・立案している研修のほか、児童相談支援課が企画している「子ども家庭支援センター・児童相談所職員研修」や特別区が企画している「児童相談所関連研修」等、より多くの研修に参加し、知識や技術の習得を目指している。

(3) OJT研修

新任・横転者職員の支援体制として、児童相談所勤務経験のある職員を中心に技術指導を実施し、各S V（係長）が全体の把握や経験者職員も含めた指導を行っているが、その他にOJT担当職員を置いている。区が実施している「新規採用職員のOJT」に加え、児童相談所の業務内容に合わせて、「担当職務」、「コミュニケーション」、「スキルアップ」、「健康や生活習慣」の4項目について、OJT担当職員と新任職員と一緒に目標を設定し、3か月ごとに振り返りを実施している。この体制は、技術指

導とは別に、新任職員の不安や負担を軽減する仕組みとしてのメンター的な役割を担っている。1年目のみでなく、3年程度はOJT担当職員が見守り、エンパワメントすることで、新任職員が自分の成長を継続的、客観的に捉え、今度はその職員がOJT担当職員となり新任職員を支える立場になっていくことを目指している。

【令和3年度所内研修実績一覧】

SV=スーパーバイザー（係長）

網掛け部分は、令和3年度に新設した項目

令和3年度世田谷区児童相談所 新任・横転者研修（内部講師）				
	項目	内容	講師	対象
1	世田谷区児童相談所（一時保護所含む）の目指すもの、理念及び現状と課題	児童相談所の歴史、支援と介入、家族とともにつくる支援。世田谷区児童相談所の組織や役割の説明。	所長	新任・横転者
2	区職員として身につけるべき心構え	服務規律、個人情報保護、情報セキュリティ等。	副所長	
3	児童相談所運営指針	児童相談所運営指針の概要。	児童相談支援専門員	
4	児童相談所業務の法的根拠	児童福祉法、虐待防止法、少年法、児童買春・児童ポルノ禁止法、母子保健法。	弁護士	
5	子どもの権利擁護	子どもの権利擁護の歴史、子どもの権利条約・関係法令、子どもの権利ノート、施設や一時保護所における権利擁護、第三者評価。	一時保護課長	
6	相談受理から支援への流れ、方針決定	相談受理から支援、終結までの流れ、方針決定のあり方。ケース進行管理、世田谷区児童相談所のルール。児童相談システム入力のポイント。	SV（福祉）	
7	児童虐待の理解と対応・危機介入、非行相談	児童虐待の一般的知識、児童虐待の現状と課題、児童虐待対応の基本原則、調査、面接のポイント等。非行相談の流れ、学校・警察・家庭裁判所との連携。	SV（福祉）	
8	養護相談（虐待を除く）の流れと実際	養護相談に関する理解、養育困難と虐待の対応の違い、子ども家庭支援センターとの連携、区サービス。	SV（福祉）	
9	障害相談・育成相談の流れと実際	障害相談に関する法令と制度、障害相談の流れ、不登校、引きこもりの現状と施策、要因と回復への道筋、心理担当・育成担当の役割、区の関係機関。	SV（福祉）	
10	一時保護所ガイドライン	一時保護所ガイドラインの概要。	児童相談支援専門員	
11	一時保護所の業務や連携の取り方	世田谷区の一時的保護所についての理解、連携の取り方。	児童相談支援専門員	
12	文書事務（通知関係等）	措置に関わる通知の種類と作成～決裁～発送～保存までの流れ、審査請求、開示請求。	SV（福祉）	

13	記録の書き方（児童福祉司）	援助方針会議録、情報開示請求を踏まえた記録、社会診断。	児童相談支援専門員
14	記録の書き方（児童心理司）	心理診断等。	SV（心理）
15	心理司の役割と福祉司・一時保護所との連携について	児童相談所の心理司の役割や検査、所内（一時保護所を含む）連携について。	SV（心理）
16	愛の手帳について	愛の手帳の制度や概要。 他の手帳との違い等。	児童相談支援専門員
17	面接の基礎、家庭訪問のポイント、非行ケースの対応(ロールプレイ)	家庭訪問の目的や留意点、すぐに実践できる面接技法（ロールプレイ含む）、非行ケースの対応。	SV（福祉） SV（心理）
18	里親制度	里親の制度の種類と申請要件について、研修制度、里親委託の流れと事例等	担当職員
19	児童相談所の保健師の役割	業務の説明(母子保健、子ども家庭支援センター、児童相談所との連携)。	保健師
20	系統的全身診察	診察の目的と流れ、留意点。	保健師
21	親子支援チームの役割	親子支援チームの業務の説明。	担当職員

所内研修（外部講師）				
	項目	内容	講師	対象
1	CARE プログラム	子どもとより良い関係を築くときに大切な養育のスキルを体験的に学ぶ。	CARE ファシリテーター	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
2	描画検査	子どもの絵からアセスメントを深める方法を学ぶ。	大学教授	心理司
3	児童虐待対応実務研修（全5回）	実務に沿った、児童虐待対応について、様々な視点から学ぶ。通告の初期対応から家庭引き取り、あるいは自立までの行程を想定し、5回講座とする。	医師・大学教授等	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
4	企画研修（子ども虐待としてのDV）	暴力の理解と加害親への関わり方について学ぶ。	公認心理師	福祉司 心理司 保健師 一時保護所職員
5	ペアレントトレーニング概論	ペアレントトレーニングのスキルについて学ぶ。	大学教授	福祉司 心理司 保健師
6	WISC- 解釈	WISC- の解釈や活用方法を学ぶ。	公認心理師	心理司

7	子どもの逆境体験と精神疾患	子どもの精神疾患の要因について理解を深める。	医師	福祉司 心理司 保健師 一時保護職員
8	心理面接技法	虐待の傷つきを受けた児童を対象とした面接技法を学ぶ。	臨床心理士 (公認心理師)	心理司
9	PCIT フォローアップ研修	支援技法である PCIT の実施のために必要な技術の習得を図る。	医師	心理司
10	トラウマインフォームドケア概論	トラウマインフォームドケアについて知識・予防的対応方法を学ぶ。	医師	福祉司 心理司 保健師
11	サインズ・オブ・セーフティ・アプローチ(全16回)	児童相談所業務においてサインズ・オブ・セーフティ・アプローチ(親と児童相談所が協働し、子どもを安全に元の家庭に戻すための手法)を学ぶ。	大学教授	福祉司 心理司 保健師
12	乳幼児の愛着形成について	愛着形成に関する基本的な知識を整理するとともに、保護所での日々の生活支援に活かす。	医師	福祉司 心理司 保健師 一時保護職員

外部(派遣)研修				
	項目	内容	講師	対象
1	リフカー	子どもは性虐待をどのように経験するのか、虐待を打ち明けるプロセス、子どもの性的発達、日本の児童保護制度を学ぶ。	チャイルドファーストジャパン	福祉司
2	関東甲信越地区児童相談所長会議	関東甲信越地区の児童相談所職員(一時保護所を含む)が集結し、持ち寄った事例を通して情報交換をする。	全国児童相談所長会	所長
3	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	関東甲信越地区の児童相談所職員における、課題への取り組みの報告及び情報交換を実施する。	関東甲信越地区児童相談所職員研究協議会	福祉司 一時保護職員
4	児童相談所児童福祉司スーパーバイザーを育成する立場にある指導的職員へのブロック研修	児童相談所において、スーパーバイザーを育成する立場にある職員が必要な知識や視点を学ぶことによって、専門性の強化に資するとともに、都道府県の枠を超えたネットワークの構築を図る。	西日本子ども研修センターあかし	副所長
5	セカンドステップ研修	感情調整に困難を抱える子どもの感情について学ぶ。	NPO 日本子どものための委員会	心理司
6	ペアレントトレーニングリーダー養成研修	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングを実施するための技術を学ぶ。	大学教授	心理司

7	PCIT	子どもへの関わり方等、ニーズのある保護者に対してトレーニングやカウンセリングを実施するための技術を学ぶ。	日本 PCIT 研修センター	心理司
8	TF-CBT	認知行動療法を必要としている子どもに対して、トラウマケアを実施するための技術を学ぶ。	こころのケアとレジリエンス研究所	心理司
9	Child First 司法面接	性虐待、身体的虐待、ネグレクト、DV や犯罪被害者の目撃など、人権侵害を受けたことが疑われる子どもから、子どもの負担を最小限にしつつ、誘導せずに、被害事実を聞き取る手法を学ぶ。	チャイルドファーストジャパン	福祉司
10	虐待被害児診察技術研修	「性虐待概論」及び「多機関連携チーム概論」・「診察方法概論」及び実技を資料と質疑を交えて学ぶ。	チャイルドファーストジャパン	保健師
11	思春期保健セミナーコース	思春期世代の様々な問題に適切に対応できる方法を学ぶ。	日本家族計画協会	保健師
12	第 12 回 JAMSCAN	医療現場での子どもの虐待状況や最新の取組みを学ぶ。	日本子ども虐待医学会	保健師
13	日本子どもの虐待防止学会	子どもの虐待について様々な職種の思いをより具体的な形にしていく方略を議論する。	日本子どもの虐待防止学会	福祉司 心理司 保健師 一時保新職員
14	サインズ・オブ・セーフティ・ギャザリング (ZOOM 参加)	様々な相談援助の場で、サインズ・オブ・セーフティ・アプローチがどのように活用され、どのような効果が得られているのかを知る。	サインズ・オブ・セーフティ	福祉司 心理司
15	子どもの虹情報センター研修	実践に裏付けられた理論と効果的な手法を学ぶ。	子どもの虹研修センター	福祉司
16	国立武蔵野学院一時保護所職員 (指導者) 研修	一時保護所のスーパーバイザーとして必要な知識を学び、その運営と課題を考える。	国立武蔵野学院	一時保新職員
17	全国児童相談所研究セミナー全国大会	児童家庭相談の実施体制のあり方及び援助方法の開発・向上を目指す。	全国児童相談所研究セミナー	一時保新職員

11 児童相談所と地域の関わり

(1) 世田谷区要保護児童支援協議会の取組み

全区協議会

区全域に関する要保護児童等の支援の課題について検討するとともに、関係機関等の円滑な連携を確保するための環境整備並びに区民などへの普及啓発を行った。

なお、本会は区子ども・若者部が主催している。

【令和3年度開催実績】

2回（世田谷区DV防止ネットワーク代表者会議と共同開催）

	開催日	開催方法	内容
第1回	7月15日	書面	1 令和2年度世田谷区児童相談所運営状況等報告 2 令和2年度事業報告 ・世田谷区子ども家庭支援センターにおける被虐待児童相談対応状況 ・令和2年度地域協議会実施状況 ・世田谷区総合支所健康づくり課の母子保健事業
第2回	1月12日	会議	1 報告 各関係機関の事業報告、DV対策及び要保護児童支援対策にかかる取組みについて ・社会福祉法人福音寮から報告 ・警視庁世田谷警察署から報告 ・NPO法人コミュニティ・ネットワーク・ウェーブから報告 区の事業報告、DV対応及び児童虐待対応にかかる現状と課題について ・児童相談所から報告 ・人権・男女共同参画担当課から報告 ・子ども家庭支援センターから報告 質疑応答 2 意見交換

地域協議会

地域における要保護児童等の支援の課題を検討するとともに、各地域の課題解決に向けて、関係機関等の連携・協力体制の確保を図った。なお、本会は各地域の子ども家庭支援センターが主催している。

【令和3年度開催実績】

計5回

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
開催方法	書面開催	書面開催	書面開催	書面開催	書面開催
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子ども家庭支援センター事業報告 ・子ども家庭支援センター地区担当者一覧の共有 ・個別ケース検討会議実施にかかる依頼 (アンテナシート、モニタリングシート使用にかかる依頼) その他(児童相談所事業概要(抜粋版)の共有) 				

進行会議(合同会議と同時開催)

各地域で毎月ケースの進行管理を実施。子ども家庭支援センター、児童相談所、児童相談支援課が参加する。

【令和3年度開催実績】

計60回

(単位:回)

地域	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山
回数	12	12	12	12	12

(2) 各関係機関との連携状況

子ども本人への普及啓発にかかる連携

要保護児童支援協議会における児童相談所及び児童虐待通告ダイヤルの周知のほか、特に子ども本人を対象とし、児童相談所の存在や、虐待を受けた時の連絡先について、分かりやすいカード等を直接配付するなど、区立小学校、中学校をはじめとする関係機関と連携して普及啓発に取り組んでいる。

【令和3年度実績】

- ・児童虐待通告ダイヤル・せたがや子どもテレフォンPRカードの配付
配布先:区内全ての公立小中学校

警察との連携

児童虐待対応においては、関係機関が緊密に連携して情報を共有し、早期発見、早期対処していくことが必要であることから、児童の安全確保を目的に世田谷区と警視庁生活安全部少年育成課は「児童虐待対応の連携強化に関する協定書」を締結し、両者が保有する児童虐待事案の情報共有や意見交換会の実施など、必要な連携を図っている。

【協定書の主な内容】

- ・ 児童虐待事案にかかる情報共有
（身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、家庭復帰事案、転居事案など）
- ・ 意見交換会の実施（代表者意見交換会、実務者意見交換会）
- ・ 要保護児童対策地域協議会における連携の促進
- ・ 普及啓発活動の推進 など

【令和3年度実績】

- ・ 児童虐待事案にかかる情報共有
世田谷区から警察への情報共有

（単位：件）

		2年度	3年度
	内容		
月例 提供	身体的虐待、ネグレクト、性的虐待	31	34
	児童相談所長が必要と認めた事案	24	0
	家庭復帰した事案	40	58
随時 提供	4 8 時間以内の安全確認不可	0	0
	転居に伴うケース移管	15	29
合計		110	121

警察から世田谷区への情報共有

（単位：件）

		2年度	3年度
	内容		
月例 提供	児童虐待の疑いがあるとして調査したが通告に至らなかった事案	285	320

・ 意見交換会

代表者意見交換会 令和3年10月29日

世田谷区が、東京都と警視庁が開催する「児童相談所と警察との連絡会議」に参画することにより、相互の意思疎通と理解を図っている。

実務者意見交換会 令和3年12月17日

世田谷区と世田谷区内各警察署が意見交換会を開催し、相互の意思疎通と理解を図っている。

新型コロナウイルス感染症の影響により、1回のみの実施

その他（警視庁と特別区児童相談所の実務者連絡会） 令和3年10月21日
警視庁と児童相談所を開設している特別区が意見交換会を開催し、相互の
意思疎通と理解を図っている。

せたホッととの連携

世田谷区に在住・在学・在勤の子どもの権利を守り、救済する機関であるせたホッとでは、子どもから様々な相談を受け付けている。その中でも児童虐待と疑われる相談案件がせたホットに入った場合は、児童相談所へ通告または、情報提供をしてもらい、解決に向けて連携した対応を行っている。

その他、関係機関が主催する研修講師派遣を通じた連携

区内の子育て支援機関等が主催する各研修会に児童相談所職員が講師として赴き、児童相談所の開設や、新しい区の児童虐待対応について等の説明を行っている。

【令和3年度実績】

14件

第3 統計資料

1 相談の受理状況

(1) 男女別・経路別受理状況

	令和2年度合計	令和3年度合計	都道府県・ 指定都市・ 特別区			区市町村						児童福祉施設・指定発 達支援医療機関			児童家庭支援センター	認定こども園	警察等	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員 (通告仲介)	家族・親戚	近隣・知人	児童本人	その他	再掲			
			児童相談所	福祉事務所	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	子ども家庭支援センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関	保健所					医療機関	幼稚園	学校	教育委員会等	措置変更							期間延長	巡回相談	電話相談	
計	2132	2233	102	0	4	1	0	0	42	14	11	5	0	0	3	712	17	4	29	2	90	0	0	9	468	565	24	131	1	0	0	20	
男	1175	1214	44	0	2	1	0	0	18	6	5	1	0	0	3	390	6	4	13	1	39	0	0	3	308	286	14	70	0	0	0	9	
女	957	1019	58	0	2	0	0	0	24	8	6	4	0	0	0	322	11	0	16	1	51	0	0	6	160	279	10	61	1	0	0	11	

(2) 年齢別・相談内容別受理状況

区分	令和2年度合計	令和3年度合計	養護相談		保健相談	障害相談										非行相談		育成相談							ことばの遅れ		その他の相談		いじめ相談(再掲)	児童買春等被害相談(再掲)	区分	
			虐待待相談	その他の相談		肢体不自 由相談		視聴覚障 害相談		言語発達 障害相談	重症心身 障害相談		知的障 害相談		発達障 害相談	く犯行為 等相談	触法行為 等相談	不登校 相談	性格行 動相談	育児・し つけ相談	適性 相談			知的遅 れ	養育 態度等	期間延 長 措置変 更	その他					
						入所希 望	在宅指 導	視力	聴力		入所希 望	在宅指 導	入所希 望	在宅指 導							計	学業不 振	進路					その他				
合計	2132	2233	1698	124	0	3	0	0	0	0	3	0	4	255	0	30	31	9	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	0	0	合計
男	1175	1214	875	79	0	2	0	0	0	0	1	0	3	167	0	15	27	2	34	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	男
女	957	1019	823	45	0	1	0	0	0	0	2	0	1	88	0	15	4	7	16	0	0	0	0	0	0	0	0	17	0	0	女	
0歳	104	93	82	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0歳	
1	105	121	112	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
2	102	127	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	2	
3	132	157	126	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	3	
4	111	108	79	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	
5	99	113	91	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	5	
6	127	139	113	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	0	0	3	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	
7	146	127	103	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	7	
8	105	134	113	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	13	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	8	
9	133	142	119	4	0	1	0	0	0	0	0	0	0	13	0	1	1	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	9	
10	120	159	123	11	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	1	2	2	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	10	
11	131	118	93	3	0	1	0	0	0	0	0	0	0	8	0	2	3	0	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	11	
12	136	164	111	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	0	2	7	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	
13	137	151	83	19	0	0	0	0	0	0	0	0	1	20	0	4	13	0	8	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	13	
14	122	122	73	19	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	0	3	0	1	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	14	
15	105	100	62	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	11	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	
16	69	67	37	10	0	0	0	0	0	0	0	0	2	7	0	6	1	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	16	
17	57	48	26	12	0	0	0	0	0	0	1	0	0	6	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	17	
18歳以上	5	4	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	18歳以上	
不明	86	39	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明	

太枠内の詳細は次ページ参照

(3) 相談内容別受理状況

区分	養護相談														非行相談										不登校相談			性格行動・育児しつけ相談							区分			
	合計	孤児	迷子	被虐待児	養育困難									合計	盗み	粗暴	不良交友	家出外泊	薬物	放火	性的非行	金品持出	その他	合計	怠学	登校(園)拒否	その他	合計	夜遺尿	夜遺尿以外の習癖	わがまま	落着なし	臆病	孤立		その他		
					計	家出	死亡	離婚	傷病	出産	就労	拘置・拘留	家族環境																								その他	
計	1822	0	0	1698	110	1	0	0	12	1	0	1	46	49	14	61	16	10	0	13	0	0	10	2	10	9	0	4	5	50	0	0	1	1	1	0	47	計
0歳	92	0	0	82	7	0	0	0	5	0	0	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
1	118	0	0	112	4	0	0	0	1	0	0	1	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
2	111	0	0	111	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
3	127	0	0	126	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3
4	81	0	0	79	2	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
5	93	0	0	91	2	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5
6	114	0	0	113	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	1	0	0	0	1	0	0	6	
7	106	0	0	103	3	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	0	0	7	
8	114	0	0	113	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	4	0	0	0	0	0	0	4	8	
9	123	0	0	119	4	0	0	0	0	0	0	3	1	0	2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	9	
10	134	0	0	123	9	0	0	0	0	0	0	3	6	2	3	1	0	0	0	0	0	2	0	0	2	0	2	0	7	0	0	0	0	0	0	7	10	
11	96	0	0	93	3	0	0	0	0	0	0	1	2	0	5	1	1	0	0	0	0	1	0	2	0	0	0	0	7	0	0	1	0	0	0	6	11	
12	123	0	0	111	12	0	0	0	0	0	0	10	2	0	9	4	2	0	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	3	0	0	0	0	0	0	3	12	
13	102	0	0	83	19	0	0	0	0	0	0	8	11	0	17	3	3	0	1	0	0	4	0	6	0	0	0	8	0	0	0	0	0	0	0	8	13	
14	92	0	0	73	16	0	0	0	0	0	0	9	7	3	3	0	0	0	1	0	0	1	1	0	1	0	0	7	0	0	0	0	0	0	7	14		
15	70	0	0	62	8	1	0	0	0	0	0	3	4	0	12	2	2	0	7	0	0	0	1	2	0	0	2	3	0	0	0	0	0	0	3	15		
16	47	0	0	37	8	0	0	0	0	0	0	2	6	2	7	1	1	0	4	0	0	1	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	16		
17	38	0	0	26	10	0	0	0	0	0	0	4	6	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	3	17		
18歳以上	2	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18歳以上	
不明	39	0	0	39	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	不明		

(4) 虐待受理経路別・地域別受理状況

		2年度						3年度						増減		
		世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明			
都道府県・中核市・指定都市・特別区	児童相談所	76	19	16	16	18	7	0	78	17	11	16	13	21	0	2
	福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他	10	6	0	3	0	1	0	4	1	1	1	0	1	0	6
区市町村	福祉事務所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	児童委員	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	保健センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	子ども家庭支援センター	58	14	11	13	15	5	0	32	1	0	13	13	5	0	26
	その他	14	6	1	3	4	0	0	14	1	6	4	0	3	0	0
児童福祉施設・指定発達支援医療機関	保育所	4	3	0	0	0	1	0	10	3	1	4	0	2	0	6
	児童福祉施設	0	0	0	0	0	0	0	5	1	0	4	0	0	0	5
	指定発達支援医療機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
児童家庭支援センター	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
認定こども園	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	3	
警察等	497	130	73	145	91	58	0	581	153	72	117	168	71	0	84	
家庭裁判所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
保健所及び医療機関	保健所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	医療機関	23	4	4	7	7	1	0	28	10	2	10	4	2	0	5
学校等	幼稚園	1	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	0	0	1
	学校	84	17	6	27	29	5	0	89	15	7	29	29	9	0	5
	教育委員会等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
里親	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
児童委員（通告仲介）	1	0	0	1	0	0	0	9	2	0	7	0	0	0	8	
家族・親戚	151	32	24	22	40	23	10	143	47	20	31	35	10	0	8	
近隣・知人	542	164	96	120	87	59	16	565	177	103	108	127	50	0	23	
児童本人	24	6	1	5	12	0	0	22	9	2	2	6	3	0	2	
その他	167	38	16	55	39	18	1	113	24	8	34	34	13	0	54	
再掲	措置変更	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	1
	期間延長	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	巡回相談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	電話相談	15	3	3	7	1	1	0	16	0	7	1	1	7	0	1
合計	1,652	440	248	417	342	178	27	1,698	461	233	380	434	190	0	46	

(5) 虐待受理種類別・地域別受理状況

	2 年度							3 年度							増減
	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明	世田谷	北沢	玉川	砧	烏山	不明			
身体的虐待	325	71	47	75	85	37	10	274	57	40	69	77	31	0	51
性的虐待	10	2	0	5	2	1	0	5	0	3	2	0	0	0	5
心理的虐待	1,142	311	176	296	220	122	17	1,268	380	163	279	314	132	0	126
保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	175	56	25	41	35	18	0	151	24	27	30	43	27	0	24
合計	1,652	440	248	417	342	178	27	1,698	461	233	380	434	190	0	46

2 相談対応状況

(1) 相談別対応状況

		対 応 件 数 (年 度 中)																						未 対 応 件 数 (年 度 未 現 在)		令 和 2 年 度 合 計		令 和 3 年 度 合 計			
		面 接 指 導			児 童 福 祉 司 指 導	児 童 委 員 指 導	児 童 家 庭 支 援 セ ン タ ー 指 導	市 町 村 指 導	市 町 村 送 致	福 祉 事 務 所 送 致 又 は 通 知	児 童 相 談 所 送 致	知 社 的 会 障 害 者 福 祉 事 務 所 指 導	助 産 師 又 は 道 府 県 保 護 事 務 所 の 実 報 に 告 げ	訓 戒 ・ 暫 約	児 童 福 祉 施 設		指 定 発 達 支 援 医 療 機 関 委 託	里 親 委 託	法 に よ る 第 1 裁 判 第 4 送 致	障 害 児 入 所 施 設 契 約 等 の 約	そ の 他	令 和 3 年 度 合 計	施 設 入 所 待 機 (再 掲)								
		助 言 指 導	継 続 指 導	他 機 関 あ っ せ ん											入 所	法 第 27 条 第 3 項 に 送 致														通 所	
児 童 相 談 所	養 護 相 談	児 童 虐 待 相 談	1275	78	20	62	0	0	0	0	0	0	0	0	11	0	0	0	0	0	0	263	1709	4	246	3	1525	2			
		そ の 他 の 相 談	30	13	7	19	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	2	0	38	112	0	26	0	94	1			
	保 健 相 談	保 健 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	障 害 相 談	障 害 相 談	肢 体 不 自 由 相 談	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	5	0	0	0	7	0	
			視 聴 覚 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			言 語 発 達 障 害 等 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
			重 症 心 身 障 害 相 談	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	3	1	1	0	3	2	
			知 的 障 害 相 談	258	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	264	1	40	0	200	2	
		発 達 障 害 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	非 行 相 談	非 行 相 談	く 犯 行 為 等 相 談	7	2	1	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	31	1	5	1	60	0		
			触 法 行 為 等 相 談	16	5	1	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	31	0	6	0	23	0		
	育 成 相 談	育 成 相 談	性 格 行 動 相 談	28	17	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	49	0	17	0	55	0		
			不 登 校 相 談	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	7	0	3	0	2	0		
			適 性 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
			育 児 ・ し つ け 相 談	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
		そ の 他 の 相 談	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	26	0	0	0	15	0		
	計		1621	122	29	103	0	0	0	0	0	0	0	14	0	0	0	0	2	0	5	341	2237	7	344	4	1985	7			

(2) 虐待相談の相談種別・経路別対応状況

	都道府県				区市町村					児童福祉施設・指定発達支援医療機関			警察等	認定こども園	児童家庭支援センター	家庭裁判所	保健所及び医療機関		学校等			里親	児童委員(通告)	家族						親戚	近隣知人	児童本人	その他	令和3年度合計	令和2年度合計
	児童相談所	福祉事務所	保健センター	その他	福祉事務所	児童委員	保健センター	子ども家庭支援センター	その他	保育所	児童福祉施設	指定発達支援医療機関					保健所	医療機関	幼稚園	学校	教育委員会			虐待者本人			虐待者以外								
																								父親	母親	その他	父親	母親	その他						
身体的虐待	18	0	0	6	0	0	8	4	4	1	0	75	0	0	0	0	11	2	54	0	0	1	1	12	0	7	9	3	6	30	10	9	271	301	
性的虐待	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	11	
心理的虐待	50	0	0	4	0	0	13	3	5	4	0	447	0	0	0	0	12	0	25	0	0	7	2	14	0	34	22	6	7	483	13	110	1261	1071	
ネグレクト	13	0	0	4	0	0	17	0	1	0	0	27	0	0	0	0	6	1	15	0	0	0	0	9	0	5	1	4	2	45	0	24	174	142	
非該当(再掲)	(1)	(0)	(0)	(2)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(7)	(0)	(0)	(0)	(0)	(2)	(0)	(4)	(0)	(0)	(1)	(0)	(0)	(0)	(8)	(0)	(1)	(2)	(97)	(1)	(3)	(130)	(94)	
計	83	0	0	14	0	0	38	7	10	5	0	549	0	0	0	0	29	3	94	0	0	8	3	35	0	46	33	13	15	558	23	143	1709	1525	

(3) 虐待相談の相談種別・主な虐待者別対応状況

	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	令和3年度合計	令和2年度合計
身体的虐待	115	10	136	0	10	271	301
性的虐待	3	0	0	0	0	3	11
心理的虐待	521	19	563	2	156	1261	1071
ネグレクト	17	4	132	0	21	174	142
計	656	33	831	2	187	1709	1525

(4) 被虐待児童年齢・虐待種類別対応状況

	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	暴力の目撃等によるもの (再掲)	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	棄児 (再掲)	置き去り 児童 (再掲)	登校・登 園の禁止 (再掲)	保護者以外の者による虐待			令和3年度 合計	令和2年度 合計
									身体的虐待 (再掲)	性的虐待 (再掲)	心理的虐待 (再掲)		
0歳	4	0	74	37	11	0	0	0	0	1	0	89	78
1	7	0	94	42	10	0	1	1	0	0	0	111	98
2	9	0	95	18	4	0	0	0	0	0	0	108	72
3	11	0	91	29	11	0	1	0	0	0	0	113	96
4	10	0	65	16	10	0	2	0	0	0	0	85	81
5	7	0	73	33	6	0	1	1	0	0	0	86	77
6	17	0	83	32	13	0	2	0	0	0	0	113	91
7	11	0	77	21	10	0	1	1	0	1	0	98	117
8	16	0	81	22	14	0	2	0	0	0	0	111	68
9	25	0	88	23	13	0	1	1	0	1	0	126	103
10	22	0	84	20	12	0	2	0	0	1	0	118	93
11	19	1	68	16	9	0	1	0	0	0	0	97	93
12	23	0	73	19	10	0	0	1	1	0	0	106	86
13	31	1	51	8	12	0	0	1	0	1	0	95	81
14	21	0	46	24	9	0	0	0	0	0	0	76	78
15	21	0	35	8	6	0	0	1	0	0	0	62	53
16	10	0	27	9	5	0	0	0	0	0	0	42	33
17	6	1	19	7	7	0	1	0	0	0	0	33	38
18歳以上	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	2	0
不明	0	0	37	0	1	0	0	1	0	0	0	38	89
計	271	3	1261	384	174	0	15	8	2	5	0	1709	1525

令和3年度
世田谷区児童相談所運営状況
(事業概要)等報告

令和4年8月発行
世田谷区児童相談所

〒156 - 0043

世田谷区松原6 - 4 1 - 7

電話 03 - 6379 - 0697

F A X 03 - 6379 - 0698

広報印刷物登録番号 2093

